

令和 4 年度施策に関する事後評価書（案）  
（通常評価対象施策）

# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-1)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり					
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を促進しつつ、長期的・戦略的に取組を進める。					
達成すべき目標	令和12年度(2030年度)の新たな温室効果ガス削減目標として、平成25年度(2013年度)から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続け、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	162,327	147,165	147,539	171,832
		補正予算(b)	54,600	49,206	43,557	
		繰越し等(c)	▲ 54,387	▲ 14,468	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	162,540	181,903	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	133,377	144,737	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)</li> <li>・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)</li> <li>・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)</li> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)</li> <li>・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)</li> <li>・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定)</li> <li>・国が決定する貢献(NDC)(令和3年10月22日閣議決定)</li> <li>・政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(令和3年10月22日閣議決定)</li> </ul>					

測定指標	温室効果ガス 排出量・吸収量 (CO2換算ト)	基準値	実績値				目標値	達成	
		H25年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	-
		14億800万	11億9,100万	11億6,100万	11億100万	11億2200万	-	7億6,000万	
		年度ごとの目標値	/	-	-	-		/	
	エネルギー起源二酸化炭素の排出量 (CO2換算ト)	基準値	実績値				目標値	達成	
		H25年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	-
		12億3,500万	10億6,400万	10億2,800万	9億6,700万	9億8,800万	-	6億7,700万	
		年度ごとの目標	/	-	-	-		/	
	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量 (CO2換算ト)	基準値	実績値				目標値	達成	
		H25年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	-
		1億3,370万	1億2,800万	1億2,620万	1億2,130万	1億2260万	-	1億1,450万	
		年度ごとの目標	/	-	-	-		/	
	代替フロン等4ガスの排出量 (CO2換算ト)	基準値	実績値				目標値	達成	
		H25年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	-
		3,910万	5,300万	5,570万	5,810万	5,910万	-	2,180万	
		年度ごとの目標	/	-	-	-		/	
	吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量 (CO2換算ト)	基準値	実績値				目標値	達成	
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	-
		-	5,330万	4,850万	4,600万	4,760万	-	約4,770万	
		年度ごとの目標	/	-	-	約4,690万	-	/	
「COOL CHOICE」賛同者数 (個人)	基準値	実績値				目標値	達成		
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	年度	△	
	-	664万	1,032万	1,347万	1,398万	1,438万	-		
	年度ごとの目標	/	420万	480万	600万	1,467万	1,518万	/	
「COOL CHOICE」賛同事業所数 (団体、企業、自治体)	基準値	実績値				目標値	達成		
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	年度	△	
	-	9.5万	28.3万	36.4万	41.7万	43.7万	-		
	年度ごとの目標	/	-	25万	40万	44万	52万	/	

	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p>	<p><b>【温室効果ガスの排出状況】</b>  ○令和3年度の我が国の温室効果ガス排出量及び森林等の吸収源対策による吸収量の合計は、11億2,200万トンで、平成25年度の排出量比20.3%減となった。温室効果ガス排出・吸収量は前年度比2.0%増で、平成26年度以降初めての排出・吸収量増加となった。排出・吸収量が前年度と比べて増加した要因としては、コロナ禍からの経済回復により、エネルギー消費量が増加したこと等が挙げられる。</p> <p><b>【代替フロン等4ガスの排出抑制】</b>  ○代替フロン等4ガスの排出量は引き続き増加傾向にある。これは、オゾン層破壊物質であるHCFCからHFCの代替に伴い、冷媒分野においてHFCの排出量が増加(令和3年度は前年度比2.8%増)したことが原因である。</p> <p><b>【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】</b>  ○令和12年度は森林吸収源対策で約3,800万t-CO<sub>2</sub>、他吸収源とあわせて計約4,770万t-CO<sub>2</sub>の確保を目標としている。  ○令和3年度の吸収量の数値は令和12年度目標値をわずかに下回る結果となった。今後も森林の高齢化により単位面積当たりの吸収量は減少していく可能性に注意しつつ、新たな吸収源の評価など実態に即した評価が必要。</p>
<p>目標達成度の測定結果</p>	<p>(判断根拠)</p>	<p><b>【温室効果ガスの排出状況】</b>  ○令和3年10月22日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に基づき、令和12年度目標達成に向けて、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で、でき得限りの取組を進めている。  ○令和3年10月22日に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に基づき、令和32年度カーボンニュートラルの実現に向けて、国内の大幅削減を目指すとともに、世界全体の排出削減に最大限貢献し、経済成長を実現するべく、施策を推進している。  ○パリ協定を踏まえ、令和3年10月に「日本のNDC(国が決定する貢献)」を地球温暖化対策推進本部決定し、国連に提出した。</p> <p><b>【代替フロン等ガスの排出抑制】</b>  ○業務用冷凍空調機器からのフロン類の廃棄時回収率が4割程度で横ばいの状況を踏まえ、機器ユーザーの廃棄時のフロン類引渡義務違反に対して、直接罰を導入するなど、関係事業者の相互連携により機器廃棄時にフロン類の回収作業が確実にされる仕組みを担保した、改正フロン排出抑制法を令和2年4月1日に施行した。  ○改正フロン排出抑制法の周知徹底を地方自治体や機器管理者等、様々なステークホルダーに対して実施し、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減に努めた。令和4年度は機器管理者や解体業者等に対する改正法の説明会開催に加え、新たに取りまとめた冷媒回収技術に係るガイドブックの普及等により法の周知徹底に努めた。特に、自治体のフロン排出抑制法施行体制の強化・向上及び適正施行のため、自治体向け説明会等を開催するなど能力向上を図るよう努めた。</p> <p><b>【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】</b>  ○令和3年10月22日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に基づき、吸収源対策を推進している。  ○吸収量の目標達成には森林経営活動そのものを行う必要があるところ、(森林経営活動は林野庁の所管)関係省庁と連携しつつ、森林吸収源対策の推進に向けて、林業活動を通じた間伐、再造林などの適切な森林整備等を推進している。また、新たな吸収源として注目を浴びているブルーカーボンにおいては、2023年4月に我が国が国連に提出した温室効果ガスインベントリで初めてブルーカーボン生態系の1つであるマングローブ林による吸収量を報告した。</p> <p><b>【国民への普及啓発】</b>  ○国民・消費者の行動変容、ライフスタイルの変革を促すため、令和4年10月に「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」を開始した。この新しい国民運動では、今から約10年後、生活がより豊かに、自分らしく快適・健康で、そして2030年度温室効果ガス削減目標も同時に達成する新しい暮らしを提案するとともに、国のみならず、企業・自治体・団体等と連携しながら、国民・消費者の豊かな暮らし創りを後押しすることで、ライフスタイル変革と併せて新たな消費・行動の喚起と国内外での製品・サービスの需要創出を推進しようとするもの。  ○新しい国民運動の発足と同時に立ち上げた官民連携協議会では、国・自治体・企業・団体・消費者との連携による足並みやタイミングをそろえた取組・キャンペーンの展開等を実施。発足時313者だった協議会員数も、3月末時点で約600者以上の参画を得ている。  ○令和元年度における家庭部門のエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量は平成25年度比23.3%の削減となっているほか、「家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態統計調査(平成31年度)」によれば、冷蔵庫の最新機器への買換えや白熱電球・蛍光灯からLED照明への買換えが進んでいることが報告されており、また、住宅のZEH化や断熱リフォーム等、家庭において取り組むことができる行動の具体的な選択肢を「ゼロカーボンアクション30」として呼びかけているところであり、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業 調査発表会 2021」によれば、新築戸建住宅における供給戸数は平成28年度比78.9%増加していることから、家庭部門における取組は着実に進展して家庭部門における取組は着実に進展している。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>【温室効果ガスの排出状況】</p> <p>&lt;施策&gt;</p> <p>○地球温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを毎年確認するとともに、法に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う。</p> <p>○集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や酷暑及びそれに伴う熱中症の大幅な増加など、気候変動影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図るとともに、温室効果ガス排出削減に最大限取り組んでいく。</p> <p>&lt;測定指標&gt;</p> <p>○変更の必要なし。</p> <p>【代替フロン等ガスの排出抑制】</p> <p>&lt;施策&gt;</p> <p>○フロン類について、脱フロン化の推進、使用時漏えい対策、廃棄時回収率向上等の総合的なフロン排出抑制対策を推進する。</p> <p>○新しい地球温暖化対策計画に定める目標及び2050年カーボンニュートラル達成に向け、改正フロン排出抑制法の適切な施行に加え、フロン類のライフサイクル全体における抜本的な対策の検討を進める。</p> <p>&lt;測定指標&gt;</p> <p>○変更の必要なし。</p> <p>【吸収源対策】</p> <p>&lt;施策&gt;</p> <p>○パリ協定下においても、引き続き条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、修正を行うとともに、ブルーカーボンなど新たな吸収源について必要な知見の集積を進めていき、評価できたものについては吸収量の計算を進める。</p> <p>○また、令和元年5月に公表されたIPCCインベントリ方法論報告書の改良への対応も含め、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する対応の検討を行う。</p> <p>○さらに、パリ協定の実施ルールの構築に我が国の意見を反映できるよう、国際交渉における論点の整理・分析を行う。</p> <p>&lt;測定指標&gt;</p> <p>○変更の必要なし。</p> <p>【国民への普及啓発】</p> <p>&lt;施策&gt;</p> <p>○令和4年度に発足した「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」及び官民連携協議会を中心に、国のみならず、企業・自治体・団体等と連携しながら、国民・消費者の豊かな暮らし創りを後押しすることで、ライフスタイル変革と併せて新たな消費・行動の喚起と国内外での製品・サービスの需要創出を推進し、家庭部門での温室効果ガス排出量66%削減を目指す。</p> <p>&lt;測定指標&gt;</p> <p>○国民の具体的な省エネ行動(エコドライブ実施率等)をCO2排出削減の政策評価指標の目標とすることについての検討を進めていく。</p>
		<p>○中央環境審議会地球環境部会地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会において地球温暖化対策計画の各対策・施策の進捗状況の点検に加えて、温室効果ガス排出量等の要因分析手法の専門的・技術的な検討や目標達成に向けた定量的な分析の在り方についての議論を行った。</p> <p>○フロン排出抑制法の使用時漏えい対策の施行状況といった平成25年改正事項に係る評価・検討のため、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会(合同会議)を開催し、報告書を取りまとめ、公表した。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会地球環境部会地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会において地球温暖化対策計画の各対策・施策の進捗状況の点検に加えて、温室効果ガス排出量等の要因分析手法の専門的・技術的な検討や目標達成に向けた定量的な分析の在り方についての議論を行った。</p> <p>○フロン排出抑制法の使用時漏えい対策の施行状況といった平成25年改正事項に係る評価・検討のため、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会(合同会議)を開催し、報告書を取りまとめ、公表した。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 脱炭素社会移行推進室 フロン対策室 脱炭素ライフスタイル推進室	作成責任者名	伊藤史雄(脱炭素社会移行推進室長) 香具輝男(フロン対策室長) 井上雄祐(脱炭素化ライフスタイル推進室長)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	--	--------	---	----------	--------

# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-2)

施策名	目標1-2 世界全体での抜本的な排出削減への貢献					
施策の概要	パリ協定の実施に向けて国際的な詳細ルールの構築に貢献する。また、1.5℃目標が世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度(JCM)等を通じ、途上国等への脱炭素技術の普及を推進する。					
達成すべき目標	パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力に推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	16,447	18,171	7,137	19,634
		補正予算(b)	3,853	3,026	4,517	
		繰越し等(c)	▲ 13,643	▲ 12,780	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	6,657	8,417	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	6,046	7,858	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パリ協定(平成28年11月発効)</li> <li>・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)</li> <li>・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定)</li> <li>・日本の国が決定する貢献(NDC)(令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)</li> <li>・宇宙基本計画(令和2年6月30日閣議決定)</li> <li>・宇宙基本計画工程表(令和4年12月23日宇宙開発戦略本部決定)</li> <li>・攻めの地球温暖化外交戦略(平成25年11月15日 外務省、経済産業省、環境省 温対本部報告)</li> <li>・インフラシステム海外展開戦略2025(令和2年12月10日決定、令和3年6月改訂)</li> <li>・海外展開戦略(環境)(平成30年6月策定)</li> <li>・COP26後の6条実施方針(令和3年10月環境省発表)</li> <li>・脱炭素インフラニシアティブ(令和3年6月環境省発表)</li> </ul>					

測定指標	パリ協定の実施に向けた貢献		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			交渉への貢献として、日本から正式な文書意見(サブミッション)を18件行った。また、途上国における測定、報告、検証の実施について、41か国への支援を行った。					-	-
	JCMを通じた令和12(2030)年度までの累積の国際的な排出削減・吸収量(単位:万t-CO2)(案件採択時の数値に基づく)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	
		-	979	1,223	1,756	1,802	2,087	10,000	-
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	IPCCへの貢献		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			IPCC各種報告書の執筆者会合等に述べ10件の専門家派遣を実施した。日本からは、第6次評価報告書(令和3~4年公表予定)の執筆者として計35名が選ばれ、うち環境省から12名を支援した。合わせて、国際交渉等の基礎となるIPCC報告書の知見の周知を行った。第6次評価期間中には6回のシンポジウムを開催した。					-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>【二国間クレジット制度(JCM)等を通じた累積の国際的な排出削減・吸収量】  ○目標年度までに目標値を達成できるよう、官民連携を強化・拡充し、引き続きJCMの拡大を図る。</p> <p>【パリ協定やIPCCへの貢献、各国への連携、支援の進展状況】  ○COP27に向けた気候変動交渉を通じて、令和4年度は日本から計18件の正式なサブミッションを提出した。  ○途上国における測定、報告、検証の実施に対して適切な支援を行い、パリ協定の実施に向けて貢献した。  ○IPCC第6次評価報告書、各種特別報告書等の作成プロセスを通じて専門家の派遣を行い、気候変動対策における日本の知見の共有・活用を促進した。今後の国際交渉に活かすためIPCC報告書等の知見の周知を行った。また、IPCCの活動を拠出金により支援した。  ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)及び「いぶき2号」(GOSAT-2)による14年にわたる継続観測によって得られた観測データは、多数の学術論文に用いられており、これらのうち26本の論文が、IPCC第6次評価報告書に引用された。  ○平成30年10月には観測精度を向上させた「いぶき2号」(GOSAT-2)を打上げ、平成31年2月より定常運用を開始した。  ○データが広く用いられるよう、衛星から観測したGHG濃度データを利活用することへ向けたガイドブックを作成し、公表した。</p>			
	施策の分析	○令和5年3月末時点で228件のJCM資金支援事業を実施しており、うち68件がJCMプロジェクトとして登録済みである。 ○令和5年3月末時点で、環境省施策分で99件のMRV方法論が承認された。また、11か国40件のプロジェクトからJCMクレジットが発行された。			
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】  具体的な排出削減・吸収プロジェクトの更なる実施に向けて、MRV方法論の開発を含む制度の適切な運用、都市間連携の活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、アジア開発銀行(ADB)との連携も含めた更なるプロジェクト形成のための支援等を行う。  また、COP26においてパリ協定6条(市場メカニズム)ルールの大枠が合意されたことを受け、6条交渉を主導してきた我が国として、(1)JCMパートナー国の拡大、国際機関と連携した案件形成・実施の強化、(2)民間資金を中心としたJCMの拡大、(3)市場メカニズムの世界的拡大への貢献を通じて、JCMの拡充や市場メカニズムの迅速な実施等に積極的に取り組む。</p> <p>【測定指標】  変更の必要なし。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	○専門家によるGOSAT-2サイエンスチーム会合での議論をGOSAT-2データの校正検証に反映させている。 ○有識者によるGOSAT-GWの設計審査会等での議論をGOSAT-GWの開発に反映させている。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地球温暖化対策計画・約束草案・海外展開戦略(環境)				
担当部局名	地球環境局 気候変動観測研究戦略室 気候変動国際交渉室 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室	作成責任者名	岡野祥平(気候変動観測研究戦略室長) 青竹寛子(気候変動国際交渉室長) 水谷好洋(国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官)	政策評価実施時期	令和5年8月

令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-3)

施策名	目標1-3 気候変動の影響への適応策の推進					
施策の概要	気候変動適応法(平成30年法律第50号)及び気候変動適応計画に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。					
達成すべき目標	気候変動影響による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	850	810	810	732
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	850	810	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	767	719	(※記入は任意)	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動適応法(平成30年法律第50号)</li> <li>・気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定)</li> <li>・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)</li> <li>・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定)</li> <li>・気候変動影響評価報告書(令和2年12月公表)</li> </ul>					

測定指標	気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画を策定した都道府県・政令指定都市数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
		-	14	31	56	64	66	67	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを確保した都道府県数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
		-	4	14	24	37	40	47	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	気候変動の影響評価の実施と適応計画の見直し	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R8年度	
		-	気候変動適応法施行及び、法に基づく気候変動適応計画の策定	気候変動影響報告書の素案作成	気候変動影響評価報告書のとりまとめ	気候変動適応計画の改定	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集の開始	気候変動適応計画の改定	○
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	気候変動影響評価・適応計画策定等の協力プロジェクトを行った国の数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
		-	8	10	11	11	12	15	-
年度ごとの目標値		-	6	10	12	13	14	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p><b>【気候変動影響評価及び適応計画進捗把握】</b> 気候変動適応法に定められた気候変動影響評価の実施及び気候変動適応計画の進捗の把握のために以下の取組を行った。 ○令和2年12月に公表した気候変動影響評価報告書を踏まえ、令和3年10月に気候変動適応計画を改定し、短期的な施策の進捗管理として、分野別施策及び基盤的施策に関するKPIを設定した。 ○令和7年に公表を予定している次期気候変動影響評価に向けた方針を検討した。</p> <p>○気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をよりの確に把握し、及び評価する手法を確立するため、「令和4年度気候変動影響評価等に関する調査・検討等業務」を実施し、様々な分野の学識経験者からなる気候変動適応策のPDCA手法検討委員会を開催した。</p> <p><b>【地域における適応の推進】</b> ○地方自治体の地域気候変動適応計画の策定及び地域気候変動適応センターの確保を支援するため、以下の取組を行ったほか、情報提供等を行った。結果、令和4年度には新たに1県・1政令指定都市が地域気候変動適応計画を策定し、3県が地域気候変動適応センターを確保した。 ○地域で活動する市民等と連携して地域の気候変動影響に関する情報を収集する「令和4年度国民参加による気候変動情報収集・分析事業」を実施し、北海道、栃木県、埼玉県、長野県、富山県、三重県、京都府・京都市、愛媛県、香川県、福岡県、長崎県、大分県、那須塩原市の12道府県2市の気候変動適応センターが参加した。 ○気候変動適応法第14条に基づく「気候変動適応広域協議会(全国7ブロック)」において、地域の気候変動影響等に関する分科会(7ブロック計20テーマ)を立ち上げ、関係者の連携によるアクションプランを策定した。</p> <p><b>【国際協力】</b> 気候変動適応法第27条にあるとおり、開発途上国に対する気候変動適応に関する技術協力を推進するため、以下の取組を実施した。 ○令和2年度は11か国において、各国政府関係者と協議し、当該国内の適応計画に関する政策の遂行(ニーズ調査、適応計画策定、影響評価、適応事業化、モニタリング等)に係る技術協力を実施した。 ○「アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を活用し、アジア太平洋地域の国々への情報提供と人材育成を行った。</p>
	施策の分析	<p>○気候変動適応計画に基づく適応策が実施されていることを点検するとともに、基盤的・国際的施策を実行していくことが必要である。 ○気候変動適応計画等に基づき実施した施策について、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチが必要と考えられる。 ○科学的な適応策の推進に向けて、研究機関との連携を図る必要がある。 ○継続的なフォローアップを着実に実施する必要がある。 ○第2次気候変動影響評価報告書をもとにさらなる知見の収集を進めるとともに、気候リスク情報の基盤整備を行い、国民の理解促進、民間事業者や地域における適応の取組を引き続き促進していく必要がある。 ○地域における気候変動影響に適切に対処するため、地方公共団体の区域を越えた広域連携による適応を促進する必要がある。 ○国際二国間協力事業は国別適応計画(NAP: National adaptation plan)プロセス実施を主導する適応人材の能力強化を推進する必要がある。 ○AP-PLATはコンテンツを充実させる必要がある。 ○SDGsのターゲット13.1(全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。)の達成に向け、気候変動により激甚化する気象災害に対してリスク情報を整備する必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b> ○関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、気候変動影響の評価の結果や気候変動適応計画の進捗管理と見直しを行う順応的なアプローチにより適応を進める。 ○気候変動適応の進展の状況を的確に把握し、評価する手法の開発を進める。 ○適応施策を関連する研究機関との連携を図りながら推進する。 ○地方公共団体の区域を越えた広域の気候変動影響等に対する適応策の検討を行うとともに、関係者の連携体制を強化する。 ○広域協議会や気候変動適応全国大会を通じた情報共有、適応e-ラーニングや各種ガイド、マニュアル等の活用促進を通じて、地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定及び効果的な適応策の実施を促す。 ○国際二国間協力事業成果を周辺国に展開する。 ○AP-PLATを通じた適応人材能力強化を実施する。 ○平成30年6月に成立し、12月に施行された気候変動適応法(平成30年法律第50号)について、気候変動に伴い豪雨や酷暑等の異常気象のリスクがさらに高まることが懸念されることから、こうした気候変動影響に対し、同法に基づく適応策を強力に推進する必要がある。</p> <p><b>【測定指標】</b> ○変更の必要なし。</p>



<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、令和7年に公表予定の気候変動影響評価報告書の検討を行った。  ○気候変動適応情報プラットフォームのあり方について、地球観測連携拠点(温暖化分野)に学識経験者等からなる「気候変動適応情報プラットフォーム構築に関するワーキンググループ」を設置し、プラットフォームのあり方、ポータルサイトの内容等について検討を行った。  ○気候変動適応広域協議会では、分科会ごとに各分野の有識者をアドバイザーとして招聘し、気候変動影響に関する調査及び地域の関係者の連携によるアクションプランの策定に向けた科学的な助言がなされた。  ○気候変動適応計画の進捗状況の把握を行うための指標の検討、PDCAサイクル手法の検討を行い、様々な分野の学識経験者らからなる「気候変動適応策のPDCA手法検討委員会」において、助言を受けた。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 気候変動適応室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>中島 尚子(気候 変動適応室長)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年8月</p>
--------------	--------------------------	---------------	-----------------------------	-----------------	---------------

# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-7)

施策名	目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む。)					
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む大気環境の状況をよりの確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。					
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,349	2,332	1,976	1,961
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	-13	13	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	2,336	2,345	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	2,180	2,298	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ○自動車NOx・PM総量削減基本方針(平成23年3月25日閣議決定)					

測定指標	全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-年度	
		-	別紙のとおり				集計中	100	△
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/		
	全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-年度	
		-	別紙のとおり				集計中	100	△
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/		
	大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-年度	
		-	別紙のとおり				集計中	100	○
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/		
	我が国の降水中pHの加重平均値	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-年度	
		-	4.86	4.89	4.86	4.96	集計中	5.6	×
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/		
アスベスト大気濃度調査において、10本/L未満で石綿が検出された地点数の割合(%)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-年度		
	-	100	100	100	100	100	100	○	
年度ごとの目標値	/	100	100	100	100	/			
解体等工事に係る事前調査結果の報告件数	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-年度		
	-	-	-	-	-	集計中	-	-	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/			
全国の継続測定地点における水銀の指針値達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-年度		
	-	100	100	100	100	集計中	100	○	
年度ごとの目標値	/	100	100	100	100	/			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) ○全国の大気環境基準の達成状況については、光化学オキシダントの環境基準達成率が依然として極めて低いまま推移しているが、近年改善傾向にあった微小粒子状物質(PM2.5)は、令和3年度に初めて環境基準達成率100%を達成した。その他の大気汚染物質については、概ね高い達成率で横ばいになっている。 ○自動車NOx・PM法対策地域内の二酸化窒素の令和3年度の環境基準達成率は、一般局、自排局ともに100%(令和元年度達成率:一般局100%、自排局:100%)であり、近年達成又はほぼ達成となっている。また、浮遊粒子状物質の令和3年度の環境基準達成率は、一般局、自排局ともに100%であり、近年達成又はほぼ達成となっている。 ○我が国の降水のpHは令和3年度改善がみられるものの、引き続き酸性化した状態にある。 ○建築物解体現場等40地点において石綿による大気汚染の状況を調査したが、石綿濃度が10本/Lを超えた地点はなかった。 ○全国の継続測定160地点において水銀の指針値を超過する地点はなかった。
	施策の分析	○PM2.5の環境基準達成率は、令和3年度に初めて一般局、自排局ともに100%となった。また、全測定局の年平均値は、平成25年度以降緩やかな改善傾向が続いている。この状態を今後も維持すべく、引き続きPM2.5の大気排出量削減に取り組む必要がある。 ○光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標を用いると、高濃度地域の光化学オキシダントは改善又は横ばいとなっているが、令和3年度における光化学オキシダントの環境基準達成率は依然として極めて低い水準となっているため、「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」に基づき、対策を推進する必要がある。 ○これまで酸性雨の状況及び影響の把握をしてきたが、降水中pHは横ばいであるため、目標値を含めて酸性雨対策を評価する必要がある。 ○アスベスト大気濃度調査については、いずれの地点でも石綿濃度が目標値の10本/L未満である。令和3年4月より順次施行されている改正大気汚染防止法を踏まえて、解体等工事に係る事前調査結果の報告を徹底し、アスベストの大気への飛散をより一層防止する必要がある。 ○水銀は指針値が設定された平成15年度より指針値を常に全ての測定地点で達成しており、この状態を今後も維持すべく、引き続き水銀の大気排出量削減に取り組む必要がある。一方、水銀以外の有害大気汚染物質についても同様に排出抑制対策を推進する必要があるが、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質のうちの優先取組物質について、環境目標値が設定されていない物質も存在することから、これらの物質について環境目標値の設定に向けた検討を早急に進める必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	○引き続きPM2.5対策を進めるとともに、光化学オキシダントについては、令和4年1月に策定した「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」に基づき、生成機構のさらなる解明とシミュレーションモデルの精緻化、過去の対策の検証、光化学オキシダント対策の検討・削減のシナリオの策定に向けた効果的な取組の検討等を進める。 ○光化学オキシダント及びPM2.5以外の大気汚染物質については、水銀も含めて引き続き測定を継続するとともに、大気汚染防止法等に基づく大気汚染物質の排出抑制により、高い達成率を維持していく。 ○酸性雨については、引き続き有識者の意見等を踏まえ、これまでの酸性雨対策の評価に基づきながら、今後の検討を行っていく。 ○アスベストについては、モニタリングを継続すると共に、改正大気汚染防止法の適切な施行のため、引き続き解体等工事に係る事前調査の周知徹底に努める。また、解体等工事に係る事前調査結果の報告件数の目標値についても、令和4年度結果が取りまとめ次第設定に向けて検討を進め、アスベストの大気への飛散をより一層防止する。 ○環境目標値が未だ設定されていない優先取組物質について、大気環境中濃度や排出実態、疫学調査等の知見の収集・把握を通じて、早急に環境目標値の設定に向けた検討を進める必要があるため、新たに目標を定めることとした。

学識経験を有する者の知見の活用	○国内の光化学オキシダント対策について、令和4年1月の中央環境審議会大気・騒音振動部会において審議を受け、「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」を策定した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○各年度 大気汚染状況報告書(環境省) ○越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画(環境省 平成14年3月策定・31年3月改訂) ○アスベスト大気濃度調査結果について(環境省 報道発表添付資料)
---------------------------	---

担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 モビリティ環境対策課	作成責任者名	筒井誠二(環境管理課長) 鈴木清彦(環境汚染対策室長) 酒井雅彦(モビリティ環境対策課長)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	---	--------	---	----------	--------



# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-8)

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全					
施策の概要	騒音・振動・悪臭の防止対策やヒートアイランド対策による大気生活環境の保全					
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止や、ヒートアイランド問題の改善により、良好な大気生活環境を保全する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	140	131	121	125
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	140	131	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	133	120	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ○気候変動適応計画(平成30年11月27日閣議決定)					

測定指標	騒音に係る環境基準達成状況(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	- 年度	△
		-	89.4	89.0	89.5	89.6	集計中	100	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-		-	
	自動車騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	- 年度	△
		-	94.3	94.2	94.4	94.6	集計中	100	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-		-	
	航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	- 年度	△
		-	81.4	81.5	89.3	87.9	集計中	100	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-		-	
	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	- 年度	×
		-	56.7	58.7	60.8	55.5	集計中	100	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-		-	
	振動に係る全国の苦情件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	年度	-
		-	3,399	3,179	4,061	4,207	集計中	-	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-		-	
悪臭に係る全国の苦情件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	年度	-	
	-	12,573	12,020	15,438	12,950	集計中	-		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-		-		
熱中症予防サイトの閲覧数(アクセス件数:万件)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	年度	-	
	-	3,000	2,900	4,800	4,400	4,700	-		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-		-		
暑熱環境測定結果提供機関数(施設)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	年度	-	
	-	24	27	27	27	0	-		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-		-		
暑さ指数(WBGT)の認知度(Webアンケートベース)(%)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	年度	-	
	-	-	43.9%	46.5%	44.9%	42.0%	-		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-		-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない  (判断根拠) ○騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、令和3年度の環境基準の達成状況は89.6%となっている。 ○自動車騒音について、令和3年度の道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況は94.6%となっている。 ○航空機騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は改善傾向にあり、令和3年度の環境基準の達成状況は87.9%となっている。 ○新幹線鉄道騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年横ばい傾向にあったが、令和3年度の環境基準の達成状況は55.5%となっている。 ○振動に関する苦情件数は、近年横ばい傾向にあったものの、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うライフスタイルの変化を一因として、大きく増加した。その後、令和3年度は前年より増加した。 ○悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少傾向であったが、平成30年度以降増加傾向にシフトしている。 ○ヒートアイランド対策については、熱中症予防情報サイトのアクセス数は前年度より若干増加した値となった。 ○検討の結果、令和3年度より暑さ指数(WBGT)の認知度を測定指標とすることが妥当であるとの結論に達した。暑さ指数(WBGT)の認知度は横ばい傾向にあり、令和4年度は42.0%となっている。
	施策の分析	○騒音に係る環境基準の達成状況は、近年、約90%で横ばいとなっている。引き続き目標達成に向けた取り組みが必要である。 ○自動車騒音について、道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況は、令和3年度は94.6%であり、目標達成に向け、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。 ○航空機騒音に係る環境基準の達成状況は、令和3年度は民間空港で89.3%、自衛隊等専用の飛行場(共用空港を含む)で86.6%であった。全体では87.9%であり、近年、緩やかに改善している。運航機種や本数等は時期や年度によって異なることから、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。 ○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況は、令和3年度は55.5%である。発生源対策は鉄道事業者等により取り組まれているが、土地利用対策が十分に進んでいないことが考えられることから、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。 ○振動に関する苦情件数は、近年横ばい傾向にあったものの、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うライフスタイルの変化を一因として、大きく増加した。令和3年度は前年より増加しており、引き続き苦情件数の減少に向けた取り組みが必要である。 ○悪臭に関する苦情件数は、近年増加傾向にあり、令和3年度は前年度に比べ2,488件減少したが、典型7公害の中で上位の件数になっているため、引き続き苦情件数の減少に向けた取り組みが必要である。 ○熱中症警戒アラートや暑さ指数を活用したより一層の普及啓発が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	○騒音に係る環境基準については、引き続き高い達成率を維持しつつ、更なる達成率の向上に努めていく。 ○自動車騒音については、引き続き高い達成率を維持しつつ、更なる達成率の向上に努めていく。 ○航空機騒音については、引き続き測定を継続し、高い達成率を維持しつつ、更なる達成率の向上に努めていく。 ○新幹線鉄道騒音については、引き続き測定を継続するとともに、総合的な対策を推進し、更なる達成率の向上に努めていく。 ○振動に関する苦情件数については、更なる苦情件数の減少に努めていく。 ○悪臭に関する苦情件数については、更なる苦情件数の減少に努めていく。 ○熱中症対策推進事業の中で、熱中症警戒アラートを引き続き発表することで、暑さ指数を活用した効果的な熱中症予防行動を促す。

学識経験を有する者の知見の活用	○「騒音・低周波音問題への対応及び実態調査検討会」、「鉄道騒音の評価に係る検討会」、「悪臭公害防止強化対策に関する検討会」、「新幹線鉄道騒音の測定・評価及び対策に関する検討委員会」等を開催し、学識経験を有する者のご意見を伺いながら検討を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○各年度 騒音規制法施行状況調査(環境省) ○各年度 振動規制法施行状況調査(環境省) ○各年度 悪臭防止法施行状況調査(環境省) ○各年度 自動車交通騒音実態調査報告(環境省)
---------------------------	--

担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 モビリティ環境対策課	作成責任者名	筒井誠二(環境管理課長) 鈴木清彦(環境汚染対策室長) 酒井雅彦(モビリティ環境対策課長)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	---	--------	---	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-9)

施策名	目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む。)					
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。さらに、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。					
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	6,177	2,577	2,760	2,710
	補正予算(b)	3,525	7,889	3,525		
	繰越し等(c)	-3,568	-4,054	(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	6,134	6,412	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	5,652	6,015	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 水循環基本計画(令和2年6月16日閣議決定) 瀬戸内海環境保全基本計画(令和4年2月25日閣議決定) 海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針(令和元年5月31日閣議決定) 第4期海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定)					

測定指標	1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-年度	
		-	99.1	99.2	99.1	99.1	-	100%	△
	年度ごとの目標値		-	-	-	-			
	2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-年度	
		(河川)	94.6	94.1	93.5	93.1	-	100%	×
		(湖沼)	54.3	50.0	49.7	53.6	-	100%	
		(海域)	79.2	80.5	80.7	78.6	-	100%	
	全体	89.6	89.2	88.8	88.3	-	100%		
	年度ごとの目標値		-	-	-	-			
	3 地下水における水質環境基準の達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-年度	
		-	94.4	94.0	94.1	94.9	-	100%	△
	年度ごとの目標値		-	-	-	-			
	4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-年度	
		-	別紙のとおり					-	100%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-			
	5 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合(%)	基準値	実績値					目標値	達成
年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-年度		
-		77.4	93.5	92.9	90.3	-	100%	△	
年度ごとの目標値		-	-	-	-				
6 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	基準値	実績値					目標	達成	
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度		
	0	0	0	0	0	0	0	○	
年度ごとの目標		-	-	-	-				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) ○健康項目全体(27項目)の環境基準達成率(令和3年度)は99.1%で、主要な測定指標はほぼ目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。 ○生活環境項目(BOD/COD)の環境基準達成率(令和3年度)は、河川93.1%、湖沼53.6%、海域78.6%、全体88.3%であった。河川はほとんどの地点で環境基準を達成しており、概ね目標値に近いものの、湖沼は依然として達成率が低い状況にある。 ○地下水の環境基準達成率(令和3年度)は94.9%と概ね目標値に近い。 ○閉鎖性海域における窒素及びりん(リン)の環境基準達成率(令和3年度)は、東京湾100%、伊勢湾71.4%、大阪湾100%、瀬戸内海(大阪湾を除く)93.0%であり、窒素及びりんが総量削減の対象項目として追加された平成13年度(東京湾50%、伊勢湾57%、大阪湾33%、瀬戸内海(大阪湾を除く)98%)と比べて着実に改善してきている。 ○赤潮は人為的な要因によらず発生することもあり、赤潮発生件数をゼロにすることは困難であるが、近年は横ばい傾向となっており、最も件数の多い時期と比較すれば減少している(例えば、瀬戸内海では昭和51年度に299件発生、令和3年度は70件発生)。 ○地盤沈下監視(のための水準測量)が実施された地域が毎年異なるため、実績値は年によって変動するものの、令和3年度は90.3%であり、依然として地盤沈下が生じている地域がみられる。 ○海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上での処理の推進により、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量は減少傾向にあり、平成30年度以降はゼロを達成している。
	施策の分析	○公共用水域における水質環境基準のうち湖沼・海域の達成率は、河川と比較して低く、目標達成に向けた更なる取組が必要である。 ○地下水質における水質環境基準の達成率は、横ばいの傾向にある。 ○閉鎖性海域における水質環境基準の達成率は、一部の地域で低く、目標達成に向けた更なる取組が必要である。 ○地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合は、近年横ばいの傾向にある。 ○海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上での処理の推進は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量へ有効かつ効率的に寄与している。
	次期目標等への反映の方向性	○測定指標2. 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%) ○測定指標3. 地下水質における水質環境基準の達成率(%) ○測定指標4. 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等(%) ・水質環境基準生活環境項目は生活環境を保全することを目的としたものであり、引き続き100%達成を目標とすることが妥当と考える。赤潮の発生件数については、赤潮が人為的な要因によらず発生することもあるため、引き続き具体的な数値目標は設定しないことが妥当と考える。 ・底層溶存酸素量(平成28年3月 水質環境基準に追加)について、引き続き湖沼・海域での水域類型の指定を進めるとともに、基準の達成期間を検討する。 ・引き続き適切な水質環境基準生活環境項目の見直しを行うとともに、適宜、測定指標も見直すこととする。 ・閉鎖性海域における水質環境基準の達成率や赤潮の発生件数を踏まえ、引き続き目標達成に向けた取組を進めて行く。 ○測定指標5. 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合(%) ○測定指標6. 引き続き目標達成に向け、海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上での処理の推進を進める。

学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会水環境・土壌農薬部会において、「底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定について」審議され、令和4年10月に答申がなされた。 ○有明海・八代海等総合調査評価委員会及び二つの小委員会において、有明海・八代海等の再生に向けた評価について検討を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○公共用水域水質測定結果(環境省) ○地下水質測定結果(環境省) ○全国の地盤沈下地域の概況(環境省)
---------------------------	---

担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 海域環境管理室	作成責任者名	筒井誠二(環境管理課長) 鈴木清彦(環境汚染対策室長) 大井通博(海洋環境環境課長) 藤井好太郎(海洋プラスチック汚染対策室) 木村正伸(海域環境管理室長)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	--	--------	--	----------	--------



## 4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等

別紙

東京湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値				目標値
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-年度
	—	63.2 100	68.4 100	63.2 100	68.4 100	100 100
年度ごとの目標値		—	—	—	—	
伊勢湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値				目標値
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-年度
	—	50.0 85.7	62.5 85.7	62.5 85.7	56.3 71.4	100 100
年度ごとの目標値		—	—	—	—	
大阪湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値				目標値
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-年度
	—	66.7 100	66.7 100	66.7 100	66.7 100	100 100
年度ごとの目標値		—	—	—	—	
瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値				目標値
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-年度
	—	72.3 96.5	77.0 96.5	77.0 91.4	69.6 93.0	100 100
年度ごとの目標値		—	—	—	—	
赤潮の発生件数[件] (瀬戸内海/有明海/八代海)	基準値	実績値				目標値
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度
	—	82/33/13	58/32/10	83/41/15	70/44/16	—
年度ごとの目標値		—	—	—	—	

令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-10)

施策名	目標3-4 土壌環境の保全					
施策の概要	<p>○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○土壌汚染対策法の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討する。</p>					
達成すべき目標	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	321	327	348	279
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	321	327	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	305	299	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	土対法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率(%) (成果実績=措置実施区域数/要措置区域数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-年度	×
		-	85.6	83	86.5	96.4	-	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-年度	○
-		100	100	100	100	100	100		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) <p>○施行状況調査の結果、土壌汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における措置の実施率は96.4%(令和3年度末)であり、概ね高い達成率で横ばいとなっている。</p> <p>なお、措置の実施率の算出に用いる措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加している。</p> <p>○ダイオキシン類土壌汚染対策地域(以下「ダイオキシン類対策地域」という。)として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が平成27年度までに完了しており、平成26年度以降はダイオキシン類対策地域として指定された地域はないため、達成率は100%を維持している。</p>
	施策の分析	土壌汚染対策に関する各種検討等について、事業を実施することに着実に成果として現れており、目標として掲げる土壌汚染対策法に規定する要措置区域での措置の実施率100%へ近づいている。
	次期目標等への反映の方向性	土壌汚染が国民の財産や社会に及ぼす影響は大きく、引き続き土壌汚染対策に関する国民の意識向上に資する取り組みを講じていく必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○土壌汚染対策法において指定される特定有害物質の見直しに関する検討にあたり、1,4-ジオキサンや六価クロムにおいて、R4年度業務の中での有識者検討会等での専門家の意見も踏まえ、継続して検討が必要と考えられる事項(調査方法や基準見直し)について、過去の検討経緯や他の特定有害物質の調査方法との整合性、基準値の評価方法を考慮した上で、その対応案に関する議論がなされ、試料採取方法や基準値改正の考え方等に一定の成果が得られた。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○各年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省)</p> <p>○各年度 土壌汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省)</p> <p>○各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省)</p>
---------------------------	--

担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室	作成責任者名	筒井誠二(環境管理課長) 鈴木清彦(環境汚染対策室長)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-----------------------------	--------	--------------------------------	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2  
(環境省R4-11)

施策名	目標3-5 ダイオキシソ類・農薬対策					
施策の概要	ダイオキシソ類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について、農薬の使用に伴い水域の生活環境動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験データに基づき、速やかに水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水産基準)を設定する。					
達成すべき目標	ダイオキシソ類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシソ類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。 新たに登録申請があった農薬含め水産基準が未設定である農薬について、リスク評価を行い、必要な農薬について水産基準を設定する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	259	259	257	257
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	259	259	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	160	215	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	1 ダイオキシソ類排出総量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	年度	○
		—	115	101	96	96	集計中	—	
		年度ごとの目標値	176以下	176以下	176以下	176以下	176以下	176以下	
	2 ダイオキシソ類に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	- 年度	△
		大気	100	100	100	100	集計中	100	
		公共用水域(水質)	98.8	98.7	98.3	98.3	集計中	100	
		公共用水域(底質)	99.7	99.6	99.6	99.6	集計中	100	
		地下水質	100	100	99.8	100	集計中	100	
	土壌	100	100	100	100	集計中	100		
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		
	3 水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数(累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度	△
		—	539	573	587	593	598	601	
年度ごとの目標値		539	581	590	597	601			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠)  ○令和3年度のダイオキシソ類排出総量は、ダイオキシソ類を排出する事業者における、ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく排出基準の遵守等の取組により、当面の間の目標量を下回っている状況であり、削減目標の達成が確認されるとともに、減少の一途を辿っている。また、令和3年度の全国の環境調査結果では、大気・地下水・土壌は100%、その他も概ね環境基準を達成している。 ○水産基準については、目標数にわずかに至らなかったものの、おおむね達成している。
	施策の分析	○ダイオキシソ類の総排出量、事業分野別排出量ともに、目標達成に至っているが、引き続き排出量削減に向けた取組が必要である。 ○ダイオキシソ類の環境測定に関しては、概ね環境基準を達成している状況であるが、引き続きモニタリングの継続が必要である。 ○水域の生活環境動植物に対するリスク低減に向けた農薬対策については、新たに農薬登録基準の設定依頼がなされた農薬を随時目標数に加えてきたこと等から水産基準の設定が目標数にわずかに至っていないものの、着実に進捗してきた。

	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b>  ○改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限りダイオキシン類の排出量を削減する努力を継続する。  ○農薬の使用に伴う生態系へのリスク低減に資するため、引き続き、最新の科学的な知見等に基づく農薬のリスク評価を適切に行い、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定を、迅速かつ的確に行っていく。</p> <p><b>【測定指標】</b>  ○我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画で定められた目標量により、引き続き評価を行う。  ○生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定が迅速かつ的確に進捗しているか把握可能な指標として、引き続き「水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数(累計)」を指標して評価を行う。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	○学識経験者を委員とする水域の生活環境動植物登録基準設定検討会及び中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会を開催し、審議を行った(令和4年度)。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○各年度 ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー) ○各年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果				
担当部局名	水・大気環境局 環境汚染対策室 農薬環境管理室	作成責任者名	鈴木清彦(環境汚染対策室長) 吉尾綾子(農薬環境管理室長)	政策評価実施時期	令和5年8月

# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-12)

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)					
施策の概要	被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。					
達成すべき目標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧復興に資する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	492	492	755	851
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	492	492	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	399	468	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	1 公共用水域放射性物質モニタリング調査結果の速報回数(回)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-年度	○
		-	55	54	55	54	49	50	
		年度ごとの目標値	/	55	54	55	55	/	
	2 地下水放射性物質モニタリング調査結果の公表回数(回)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-年度	○
		-	4	4	4	4	4	4	
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/	
	3 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査結果の公表回数(回)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-年度	○
		-	1	1	1	1	1	1	
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 公共用水域や地下水、被災影響海域における海洋環境関連の放射性物質モニタリング調査等の定期的な実施により、目標通り汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供した。
	施策の分析	○公共用水域、地下水、海域における放射性物質等のモニタリングは、原発事故後の水環境中における放射性物質の挙動等を把握し、科学的に正確な情報を国民に提供することにより、国民の安心の醸成に寄与するものであり、安心の形成、風評抑制の観点から基礎的な情報として継続して収集、公表することが望まれている。 ○環境省のホームページで公表されたモニタリング結果は、多くの閲覧がされており、施策目標に有効かつ効率的に寄与していた。
	次期目標等への反映の方向性	○当期における施策の達成すべき目標及び測定指標の目標の妥当性 ・これまで、モニタリング結果の速やかな公表を目標として設定し、その測定指標として公表回数を設定してきた。モニタリング結果の公表回数は、情報発信の観点から、適切な測定指標であったが、一方でモニタリングそのものの達成状況については、指標に反映出来ていなかった。 ○次期の施策の新たな達成すべき目標及び測定指標の新たな目標の在り方 次年度に達成すべき目標については、被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資するために、引き続き公共用水域、地下水、海域における放射性物質等のモニタリングを実施し、環境中の放射性物質の挙動等の基礎的な情報を収集・蓄積していくことである。また、測定指標については、行政事業レビューの状況も踏まえて、実施状況がよりよく把握出来る、延べ調査回数とすることが妥当と考える。 ○今後の施策への反映の方向性 被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資するため、引き続き公共用水域、地下水、海域における放射性物質等のモニタリングを実施し、環境中の放射性物質の挙動等の基礎的な情報を収集・蓄積していく。

学識経験を有する者の知見の活用	○水環境における放射性物質の常時監視に関する評価検討会において、前年度に実施した調査結果について評価を行った。
-----------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共用水域における放射性物質モニタリング測定結果(環境省HP)</li> <li>○地下水質のモニタリング調査における放射性物質濃度の測定結果について(環境省HP)</li> <li>○被災地における海洋環境モニタリング調査結果の公表について(環境省HP)</li> </ul>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>水・大気環境局 海洋環境課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>大井通博(海洋環境課長) 北村武紀(企画官)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年8月</p>
--------------	--------------------------	---------------	-----------------------------------	-----------------	---------------

# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-20)

施策名	目標5-1 基盤的施策の実施・国際的取組					
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的な枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的な枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,096	1,440	1,383	1,220
		補正予算(b)	0	0	-1	-
		繰越し等(c)	179	86	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	1,275	1,526	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1,059	1,211	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	「生物多様性」の認識状況 (%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H16年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R元年度	×
		30	-	52	-	-	73	75	
	年度ごとの目標値	/							
	全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数](%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H18年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	○
		国土の35%	86	89	94	95	99	100	
	年度ごとの目標値	/							
	生物多様性保全に係る国際的取組の状況	/	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			第15回生物多様性条約締約国会議(COP15)において、国際交渉に参加し、昆明・モントリオール生物多様性枠組及びその実施に係るレビューメカニズム等の採択に向けた議論に貢献した。						○
年度ごとの目標値	/								
生物多様性保全に係る国内施策の基盤構築の強化	/	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		生物多様性条約COP15で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえ、「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、国内施策の基盤強化を図った。						○	
年度ごとの目標値	/								

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

**<生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集>**

・「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」により生物多様性国家戦略2012-2020について総合的な点検を行った結果を2021年1月に公表し、国家戦略全体としては、国別目標の達成に向けて様々な行動が実施されたが、全ての目標を達成したとは言えず、更なる努力が必要と評価された。また、令和4年12月には生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。  
・上記を踏まえ、令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し閣議決定した。今後は同戦略に基づき取組を進めていくこととしていることから、測定指標の見直しを行うこととする。

・植生図の整備図面数は、令和4年度末時点で、国土の99%の整備が完了し、着実に成果をあげている。なお、平成30年度から「(環境省30-①)環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業」において実施している。

**<生物多様性に関する各界各層への普及啓発>**

・内閣府世論調査によれば、平成26年度の生物多様性の認知度は46%であったが、令和4年度には73%に上昇した。目標は達成しなかったが、20代までの若手世代の認知度は84%まで高まり、また90%の国民が生物多様性の保全に貢献する何らかの取組の実施意向を持っているなど、生物多様性の主流化には一定の進展が見られる。  
・多様なセクターにより構成される「2030生物多様性枠組実現日本会議」(事務局:環境省)において、多様なセクターと連携・協働し、生物多様性の主流化に向けた取組を進めた。  
・事業者の参画を促進するため、「生物多様性民間参画ガイドライン(第三版)」を改訂し、令和3年に発足した自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)をはじめとする国際イニシアティブの最新動向を整理し発信した(フォーラム(ステークホルダー組織)への参加団体数は7団体(発足当初)から100団体(令和4年度末)まで増加)。令和4年度に実施したネイチャーポジティブ経済研究会では、ネイチャーポジティブ経済への移行による国内の影響を評価、議論し、令和5年度に策定予定のネイチャーポジティブ経済移行戦略について議論を開始した。

**<国際的枠組への参加>**

以下の国際会議への参加等を通じて我が国の取組や知見を発信し、世界の生物多様性の保全に貢献した。  
・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)に係る情報に関して、国内連絡会を開催し、収集した情報等を専門家・他省庁等に共有するとともに、オンラインで開催したシンポジウム等を通じて一般市民に向け共有した。  
・昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択に向けた複数の公開作業部会(OEWG)等に参加するとともに、COP15において当該新枠組及びその実施に係るレビューメカニズム等に関する交渉を行った。

評価結果

目標達成度合いの測定結果

(判断根拠)



施策の分析

**<生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集>**

・生物多様性国家戦略2012-2020についての総合的な点検結果や昆明・モンリオール生物多様性枠組を踏まえた生物多様性国家戦略2023-2030が策定され、全ての都道府県で生物多様性地域戦略が策定されるなど、施策の方向性は妥当であると考えている。  
・一方で、生物多様性国家戦略2023-2030において今後取り組むべき新たな国別目標が成立したため、引き続き定期的な点検・評価を行い進捗状況を把握する必要がある。また、生物多様性地域戦略については、小規模自治体においてはまだ策定が進んでおらず、生物多様性国家戦略2023-2030を踏まえた地域戦略の改定も推進する必要があることから、引き続き専門家派遣等の支援を行っていく必要がある。

**<生物多様性に関する各界各層への普及啓発>**

・「生物多様性」の認識状況は令和元年度の測定結果から上昇基調にあり、マルチステークホルダープラットフォームを活用した普及啓発もこれに寄与していると考えられるが、目標値には未達であるため、様々な主体間での連携や、民間企業による参画の推進等を通じて、ネイチャーポジティブ実現のための取組を継続して進めていく必要がある。  
・民間参画ガイドラインの公表や事業者向けの自然関連情報開示に関する情報提供、またネイチャーポジティブ経済研究会等を通じたネイチャーポジティブ経済移行戦略の策定等により、事業者の生物多様性保全への参画を促進していく必要がある。

**<国際的枠組への参加>**

・生物多様性条約関連会合において、日本が重視している、30by30,NbS,生物多様性国家戦略の改定等が新たな世界目標である昆明・モンリオール生物多様性枠組に盛り込まれるなど施策の方向性は妥当である。  
・生物多様性の保全に関する国際議論や、国際サンゴ礁イニシアティブに関してはサンゴ礁モニタリングネットワークを通じた解析作業等について、国内外の関心が高まるとともに他分野との連携を求められており、引き続き積極的に参加する必要がある。  
・科学と政策の統合を目指すIPBESの総会及び関連会合に積極的に参画することにより、地球規模の生物多様性の保全に貢献する必要がある。

評価結果	次期目標等への 反映の方向性	<p><b>【施策】</b>  <b>&lt;生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集&gt;</b>          ・昆明・モンリオール生物多様性枠組が採択され、これを踏まえた生物多様性国家戦略2023-2030が策定されており、各種施策の取組を改善し新たな世界目標及び国別目標を達成するために各種施策に必要な情報の収集・整備・提供することは今後も取り組む意義のあるものである。          ・そのため、生物多様性国家戦略2023-2030の内容を踏まえて、特に地域における生物多様性地域戦略の策定支援の継続や自然を活用した活用策(NbS)の地域実装等にかかる情報収集や施策の推進を実施する必要がある。</p> <p><b>&lt;生物多様性に関する各界各層への普及啓発&gt;</b>          ・2022年12月に採択された昆明・モンリオール生物多様性枠組の採択を受け、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることが世界的な使命となっている。また、2023年3月に閣議決定された生物多様性国家戦略2023-2030を踏まえて、生物多様性の主流化に向け、多様なセクターと連携し、各団体が有する広いネットワークと現場とのつながりを最大限に活用し、ネイチャーポジティブ実現に向けた様々な主体の取組促進、連携の支援を行う。</p> <p><b>&lt;国際的枠組への参加&gt;</b>          ・生物多様性の損失は人類史上例を見ない速度で進んでおり、これを食い止め反転させていくためには、世界全体での取組を行っていくことが必要不可欠である。世界的に効果的な取組を進めていくためにも国際的な議論は重要であり、今後もこの施策を継続していく意義がある。          ・2022年12月に採択された、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の実行に向けては、我が国の知見を適時かつ戦略的にインプットしながら、引き続き締約国会合等における議論に積極的に参加していく。名古屋議定書については、平成29年より我が国も締約国となったことを踏まえて、締約国会合及び関連会合に積極的に日本の知見をインプットし、我が国の実態を踏まえた適切な国際ルールの策定を求めていく。          ・IPBES作業計画2019-2030の成果物(成果文書)が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表されるように、IPBES総会や関連会合への専門家の派遣などを通じ積極的に日本の知見をインプットし、生物多様性分野における科学と政策の統合に向けた国際的取組の進展に引き続き貢献する。</p> <p><b>【測定指標】</b>  <b>&lt;「生物多様性」の認識状況&gt;</b>          ・生物多様性国家戦略2023-2030での指標を踏まえ、「生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合」に変更する。また、この割合は現状でも90%と高い数値であるため、この数値の維持に努める。</p> <p><b>&lt;全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数](%)&gt;</b>          植生図は生物多様性保全のための政策の策定に必要な基盤情報であることから、この測定指標を継続することが妥当であると考え、令和5年度の国土の100%の整備完了の目標を達成すべく、引き続き整備を行う。</p> <p><b>&lt;生物多様性保全に係る国際的取組の状況&gt;</b>          「生物多様性保全に係る国際的取組の状況」から変更しない。「昆明・モンリオール生物多様性枠組」のターゲットは23個と2010年の愛知目標より拡大しており、特定の数値により進捗を測定することは困難であるため。ターゲット以外においても、能力開発に関する専門家会合への日本からの有識者派遣や生物多様性日本基金を活用した貢献など、国際議論への貢献に資するアプローチは多岐にわたる。このため、COP17,19に向けて作成することとなっている国別報告書なども踏まえて、日本としての世界目標への貢献度を総合的に評価することが望ましい。</p> <p><b>&lt;生物多様性保全に係る国内施策の基盤構築の強化&gt;</b>          「生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施」に変更する。「昆明・モンリオール生物多様性枠組」において、「ヘッドライン指標」が設定されたことや、COP17及びCOP19における「グローバルレビュー」が実施されることなどから、世界目標と各国の生物多様性国家戦略との結びつきが強まっており、国際的な報告・評価プロセスのタイミングを踏まえて、効果的・効率的に点検・評価を実施する必要があり、達成すべき目標を踏まえたより適切な指標設定と考えられるため。</p>
	学識経験を有する者の知見の活用	・生物多様性国家戦略2023-2030の内容や指標の検討に当たり部会・小委員会やヒアリングの実施等を通して学識者の知見を活用した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	生物多様性国家戦略2012-2020 の実施状況の点検結果 生物多様性国家戦略2023-2030	

学識経験を有する者の知見の活用	・生物多様性国家戦略2023-2030の内容や指標の検討に当たり部会・小委員会やヒアリングの実施等を通して学識者の知見を活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	生物多様性国家戦略2012-2020 の実施状況の点検結果 生物多様性国家戦略2023-2030
---------------------------	---

担当部局名	自然環境局 自然環境計画課	作成責任者名	則久雅司(自然環境計画課長)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	------------------	--------	----------------	----------	--------

# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2  
(環境省R4-21)

施策名	目標5-2 自然環境の保全・再生					
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。</li> <li>・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進する。</li> <li>・過去に損なわれた自然について、地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することで、自然環境の保全・再生を推進する。</li> <li>・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。</li> <li>・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	2,745	2,723	2,540	2,231
		補正予算(b)	640	0	744	-
		繰越し等(c)	358	117	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	3,564	2,840	(※記入は任意)	
執行額(百万円)		2,544	2,521	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	自然再生基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)					

測定指標	自然再生協議会の数	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R7年度	-
		25	26	26	26	27	27	30	
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/
	当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	毎年度	○
		-	10地区(91%)	8地区(89%)	5地区(71%)	6地区(100%)	11地区(100%)	100	
	年度ごとの目標値		/	11地区(100%)	9地区(100%)	7地区(100%)	6地区(100%)	11地区(100%)	/
	三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R3年度	-
458		2,830	4,100	2,340	2,803	集計中	6,994		
年度ごとの目標値		/	-	-	-		/		

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

#### <里地里山>

・令和3年度からの新規事業として生物多様性保全推進支援事業(里山未来拠点形成支援事業)を開始し、里地里山の自然資源を活用した新ビジネスの創出など生物多様性の保全と社会経済問題の統合的解決に資する12地域の取組支援を通じて、地域における人々の暮らしや働き方の変化を踏まえた新たな観点での保全を図った。

#### <世界自然遺産>

・既存の世界自然遺産地域については、モニタリング等を実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保安全管理の一層の充実を図りつつ、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、適正な保安全管理を実施した。

・令和3年7月に世界自然遺産に登録された「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」においては、登録の際、世界遺産委員会から観光管理の徹底を要請されており、国際自然保護連合(IUCN)による要請事項のうち、特に、観光管理の仕組みの構築に関して観光管理施設等の設置やモニタリング体制の構築、観光管理計画の実施について、引き続き対応が求められている。このため、各地域における適切な保護管理及び外国人を含む利用者対応のための普及啓発体制を整えるべく世界遺産センターの整備等を進めており、令和4年7月に奄美大島に奄美大島世界遺産センターを設置・開所した。

#### <自然再生>

・自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行うことにより、新たに実施計画は1件策定された。令和4年度末現在、全国で自然再生協議会が計27箇所設立され、同法に基づく自然再生事業実施計画が50件策定されている。

#### <地域支援>

・令和4年度末時点で、生物多様性保全推進支援事業の活用等によって、地域連携保全活動計画を作成した地方公共団体は16団体。また、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等については、令和4年度は72件に対し経費の一部を交付し、特定外来生物防除対策、希少種保全等の保全活動等の展開に繋がった(里山未来拠点形成支援事業を除く)。

#### <国立・国定公園等>

・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の新規指定及び公園計画の点検等の見直しを実施した。令和4年度については、11地区の見直しを計画し、改正自然公園法に基づいた国立公園の自然体験活動計画の追加を含む11地区の見直し等を行い、自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、適切な保護管理を行うための国立・国定公園の区域及び公園計画の見直しを着実に実施した。

・生態系の保全・維持管理として、自然公園の再編成による三陸復興国立公園の創設、長距離自然歩道(みちのく潮風トレイル)の路線設定、エコツアー等の公園利用プログラムの作成、自然環境変化状況の把握のための基礎調査等の具体的な取組を行い、生態系の適正な保護・保全を図ったが、未達成な地域・項目もあることから引続き取組を推進していく。

・自然環境保全法に基づき指定した、小笠原方面の沖合海底自然環境保全地域(4地域、計22.7万km<sup>2</sup>)の一部について、科学的・実効的な管理を行うことを目的とした自然環境調査を行い、科学的な知見の蓄積を進めた。

目標達成度合いの  
測定結果

(判断根拠)

## 施策の分析

**<里地里山>**

各地域が里地里山の自然資源を活用した新ビジネスの創出など生物多様性の保全と社会経済問題の統合的解決に取り組む際に活用できるツールとして、地域の活動を支援しており、地域の特性に応じて二次自然を保全・維持管理するという目標から妥当なものと考えている。

**<世界自然遺産>**

知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、科学的データに基づき、適正な遺産管理が進められ、目標設定に対して施策の方向性は妥当であった。令和3年7月に新規登録された奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、登録時に受けた勧告に対し、令和4年12月に保全状況報告を提出し、適切に対応した。

**<自然再生>**

新たな自然再生事業実施計画が策定され、地域の多様な主体による自然再生という目標への取組が進むなど、施策の方向性は妥当なものと考えており、自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置箇所数及び自然再生事業実施計画数の増加に向け、更なる推進を図る必要がある。

**<地域支援>**

生物多様性保全推進支援事業による、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等への支援数は、着実に増加しており、先進的・効果的な取組を支援し、保全活動の推進に繋げるという目標に向け、施策の方向性は妥当であると考えている。一方で、改正外来生物法の成立や自然共生サイトの認定促進など、生物多様性保全に係るニーズの変化に伴い、引き続き支援内容の検討を継続する必要がある。

**<国立・国定公園等>**

・国立・国定公園の見直しについては、概ね計画どおり実施されており、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行うという目標を踏まえ、施策の方向性は妥当であると考えている。引き続き着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う必要がある。

・沖合の海底の保全のための新たな海洋保護区制度である沖合海底自然環境保全地域を指定した。一方、適切な保護管理を実施するため、精度の高い科学的情報の蓄積が求められていることから、同地域の継続的なモニタリングを行う必要がある。

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>  <b>&lt;里地里山&gt;</b>          里地里山などの生態系について地域の特性に応じた保全、維持管理の取組を進める目標は、今後も取り組む意義があるものであり、各地域が里地里山の自然資源を活用した新ビジネスの創出など生物多様性の保全と社会経済問題の統合的解決に取り組む際に活用できるツールとして、地域の活動を支援を進めるとともに、自然共生サイト認定に繋がるように進める。</p> <p><b>&lt;世界自然遺産&gt;</b>          世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全することは世界遺産条約締約国の義務であるため、引き続き、国内の世界自然遺産登録地について、順応的な保全管理を推進する。</p> <p><b>&lt;自然再生&gt;</b>          過去に損なわれた自然について自然環境の保全・再生を推進する目標は、今後も取り組む意義があるものであり、引き続き、地域の多様な主体による自然再生の取組への支援や取組促進のための普及啓発を実施し、自然環境の保全・再生の推進を図る。</p> <p><b>&lt;地域支援&gt;</b>          生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで今後の保全活動の推進に繋げるという目標は取り組む意義のあるものであるため、引き続き、生物多様性保全推進支援事業については、地域の取組をより効果的に支援できるよう、一層の拡充を図る。</p> <p><b>&lt;国立・国定公園等&gt;</b>          ・国立・国定公園について着実な見直しと適切な保護管理を進めるため、引き続き、国立・国定公園における自然環境等の情報を継続的に把握し、その情報を元にした適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進を図る。          ・引き続き、沖合海底自然環境保全地域について、適切な保護管理を実施するため、継続的にモニタリングを実施し、精度の高い科学的情報の蓄積を図る。</p> <p><b>【測定指標】</b>  <b>&lt;自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置箇所数&gt;</b>          自然再生については、生物多様性国家戦略2023-2030において「自然再生の推進」と掲げている。また、令和元年12月に見直した自然再生基本方針等に基づき、引き続き、自然再生を進めるための技術的課題の解決への支援や普及啓発等により、新たな自然再生協議会の設立及び自然再生協議会による取組の推進を図る必要がある。</p> <p><b>&lt;当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率&gt;</b>          目標年度は毎年度としており、今後も計画どおり見直しを実施されるよう関連する事業を適切に実施していく。</p> <p><b>&lt;三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)&gt;</b>          自然環境の保全・再生の直接的な指標ではなく、当該施策の評価にあたり三陸復興国立公園のみを指標とするのは適当ではないため削除し、新たに自然再生事業実施計画の策定数を測定指標として追加する。</p>				
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然再生専門家会議を開催し、自然再生事業実施計画の審査や今後の自然再生事業の推進に関して、有識者の知見を活用しながら、検討を行った。</li> <li>・公園区域の見直し等に当たって、中央環境審議会自然環境部会の下に設置した自然公園等小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。</li> <li>・世界遺産地域(候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、有識者の知見を活用しつつ順応的な管理を実施した。</li> </ul>				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省報道発表資料「自然再生推進法に基づく自然再生事業の進捗状況の公表について」</li> <li>・環境省報道発表資料「令和4年度生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)の採択結果について」</li> </ul>				
<p>担当部局名</p>	<p>自然環境局 自然環境計画課 国立公園課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>則久雅司(自然環境計画課長) 番匠克二(国立公園課長)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年8月</p>

令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2  
(環境省R4-22)

施策名	目標5-3 野生生物の保護・管理				
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止を図る。				
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復、野生鳥獣による農林水産業、生活環境、生態系への被害の防止、外来種等による在来種や生態系への影響の防止を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	5,664	3,472	3,537	2,476
	補正予算(b)	2,400	2,300	2,300	確認中
	繰越し等(c)	▲ 1,938	253	2,387	
合計(a+b+c)	6,126	6,025	8,224		
執行額(百万円)	5,225	5,169	確認中		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)				

測定指標	国内希少野生動植物種の指定数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	
		-	207種	270種	309種	427種	442種	700種	-
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	国内希少野生動植物種のうち新たに科学的に絶滅と判定された種数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	- 年度	
		-	0種	0種	0種	0種	0種	0種	○
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	奄美大島におけるマンガースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度	
		-	0.0004頭	0頭	0頭	0頭	0頭	0頭	○
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	ヒアリの定着地点数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度	
		-	0地点	0地点	0地点	0地点	0地点	0地点	○
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
		推定の中央値ニホンジカ310万頭、イノシシ121万頭 ※令和4年度に算出	ニホンジカ309万頭、イノシシ105万頭	ニホンジカ308万頭、イノシシ98万頭	ニホンジカ301万頭、イノシシ85万頭	ニホンジカ291万頭、イノシシ72万頭	-	平成23年度比で半減(ニホンジカ155万頭、イノシシ60万頭)	-
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/	

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

＜絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存＞

- ・国内希少野生動植物種について、令和4年度に新たに15種を追加指定した。
- ・レッドリストについては、令和6年以降の第5次レッドリストに向けた作業を進めている。
- ・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種のうち積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定している。令和5年1月までに指定された国内希少野生動植物種442種のうち、75種について保護増殖事業計画が策定されており、生息状況の把握や環境の改善、動物園と連携した生息域外保全に取り組んでいる。
- ・例えば、トキの保護増殖事業では、佐渡における野生復帰が順調に進んだことから、複数の地域個体群の形成に向け、事業区域を全国へと変更するなど、保護増殖事業の取組を着実に推進した。また、ライチョウの保護増殖事業では、ライチョウが絶滅したとされる中央アルプスでの個体群復活に向け、野生のライチョウ家族を動物園に移送し、繁殖させて野生に戻す取組を実施した。

＜鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化＞

- ・平成26年の鳥獣保護管理法の改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業等に基づき、ニホンジカ・イノシシの捕獲強化を進めており、両種ともに生息頭数は平成26年度をピークに減少傾向にあると推定されている。このことから、野生鳥獣による農林水産業、生態系等への被害の防止に寄与していると考えられる。

＜遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞

- ・外来生物法に基づき、特定外来生物である156種類について飼養等の規制を行っている。特に生物多様性保全上重要な地域を中心に防除事業を実施し、令和4年度には合計49箇所環境省直轄での防除事業や関係機関との連携強化を実施した。島嶼など限られた空間において完全排除に成功した事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。特にマングースについては、奄美大島では令和2年度以降、捕獲のない状態が続いており、令和7年度末までの根絶確認に向けてモニタリング等を行っているところである。また、沖縄島北部地域においてはヤンバルクイナの生息域南部での分布拡大傾向が見られるなど希少種の分布域拡大が確認できている。
- ・平成29年6月に国内で初確認された特定外来生物のヒアリについては、令和4年度も引き続きヒアリが確認された地点周辺や主要な侵入経路である全国港湾で調査を行い、発見した個体をすべて防除しており、これまでのところ我が国への定着は阻止できている。令和元年10月の東京港、令和2年9月の名古屋港、令和3年9月の大阪港及び令和4年10月の福山港で大規模な集団が確認されたことを踏まえ、同港での防除及び調査を重点的に実施するとともに、全国港湾の状況を点検し必要な追加調査を実施した。また、同定マニュアルや防除の基本的考え方について、専門家の意見を踏まえながら改訂を行うとともに、対面及びオンラインでヒアリ対策の講習会を実施し自治体や港湾管理者等への知見の普及を図った。国民からの情報提供や相談の窓口として引き続きヒアリ相談ダイヤルを運営するとともに、令和元年7月から行っているチャットボットによる自動相談受付を引き続き実施した。
- ・令和4年5月に改正外来生物法が成立し、ヒアリなど意図しない導入に関する対策の強化、アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備及び地方公共団体など各主体との防除の役割分担の明確化等により防除体制が強化された。本改正に基づき令和4年11月にヒアリ類について要緊急対処特定外来生物に指定する政令の公布、令和4年11月にアメリカザリガニ及びアカミミガメについて、一般家庭等での飼養等や無償での譲渡し等を適用除外とする形で特定外来生物に指定する政令の公布を行った。
- ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(令和4年度は19件承認)。また、遺伝子組換え生物等に関する国内外の情報収集やウェブサイト(J-BCH)による国民への情報提供、意見聴取を行っているほか、科学的知見の充実を図るための承認済み遺伝子組換えナタネに係る影響監視調査、未承認の遺伝子組換え生物の疑いがある使用等事例について対応を行っている。さらに、ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうちカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱いに係る通知(平成31年2月8日付け)を踏まえて関係省庁が定めた具体的な手続に基づき、当該生物に係る情報提供書等の受付と公表を実施した(令和4年度は4件公表)。

評価結果

目標達成度合いの測定結果

(判断根拠)



	<p>＜絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護・増殖による種の保存＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存という目標は着実に進展しており、施策の方向性は妥当と考えている。その上で、環境省レッドリストで絶滅危惧種と評価した種は3,772種となっており、引き続き目標値の達成に向けて国内希少野生動植物種の新規指定を進めていく必要がある。また、個体数の維持・回復には長期で困難な取組が必要であることも多く、国内希少野生動植物種の新規指定と連動して保護増殖事業計画の新規策定を進めている。</li> </ul> <p>＜野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化について、鳥獣被害をもたらすニホンジカ等の生息頭数は減少傾向にあり、目標に向けた施策の方向性は妥当と考えているが、依然として生態系等への被害が深刻であり、引き続き、捕獲強化による生息頭数の減少に努めていく必要がある。</li> </ul> <p>＜遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺伝子組換え生物の使用については、カルタヘナ法に基づき生物多様性影響が生ずるおそれがないことを確認した上で使用を認めることとされており、引き続き、同法に基づき的確に実施する必要がある。また、国内法の適切な実施のため、カルタヘナ議定書締約国会議等に積極的に参画し、情報収集や意見交換を行うことが必要である。</li> <li>・侵略的な外来生物への対策は着実に進んでおり、施策の方向性は妥当と考えているが、外来生物法に基づく規制や特定外来生物の防除により、生物多様性等への被害の拡大防止に一定の効果が見られている事例がある一方で、現在でも引き続き被害が継続している地域もある。また、近年は世界的な物流の増加により特に非意図的に侵入する外来生物による影響が増加していることから、外来生物法の改正及び令和4年10月に公布された特定外来生物被害防止基本方針（以下、基本方針）を踏まえつつ、引き続き施策を継続することが必要である。</li> </ul>
<p>評価結果</p> <p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>＜絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護・増殖による種の保存＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、引き続き重要であるため、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動植物種の指定を適切に進めるとともに、保護・増殖による種の保存を推進していく。</li> </ul> <p>＜野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減するという当面の捕獲目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。</li> </ul> <p>＜遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺伝子組換え生物による生態系への影響を防止するため、引き続き、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用の承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物でカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱い（平成31年2月8日付局長通知）については、関係省庁と連携し、関係者に周知するとともに使用者から収集した情報を公表する。</li> <li>・侵略的な外来生物による生態系への影響を防止するため、限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施し、引き続き、今後もより効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、外来生物法の改正及び基本方針に基づき、国による効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」・「生態系被害防止外来種リスト」の改定を進めるとともに、特定外来生物の新規指定を行い、外来生物による被害の防止を推進していく。</li> </ul> <p>【測定指標】</p> <p>＜国内希少野生動植物種の指定数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであり、引き続き指標を設定する必要がある。2022年度に策定された生物多様性国家戦略2023-2030の目標設定も踏まえ、指定種数だけではなく、絶滅危惧種の生息・生育状況も反映した指標とするため「絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合」と指標を変更する。</li> </ul> <p>＜国内希少野生動植物種のうち新たに科学的に絶滅と判定された種数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに種の絶滅が生じないようにする目標に対する測定指標として、引き続き指標を設定する必要がある。昆明・モンリオール生物多様性枠組における方向性も踏まえ、絶滅危惧種全体の状況を測るため「絶滅回避率（絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合）」と指標を変更する。</li> </ul> <p>＜奄美大島におけるマンガースの捕獲努力量あたりの捕獲数（1000畝日当たりの捕獲数）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成8年度以降、2万頭以上を捕獲し、マンガースの生息密度の減少・低密度化を実現した。マンガースの生息は平成30年4月以降、一切確認されておらず、アマミノクロウサギ等の希少種の回復傾向が見られている。令和7年度末には、奄美大島におけるマンガース根絶を科学的に判断する必要があるため、根絶確率の算出等の手法の検討を令和4年度末までに完了したところである。その「根絶の科学的な判断」に必要であるため、探索犬やわな等により把握される本指標は適当であり、引き続き、現指標を目安として取組を実施していく。</li> </ul> <p>＜ヒアリの定着地点数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリは全国の港湾等における「定期的な調査」及び「確認地点における迅速な防除」を行うことで、定着を阻止するという目標を達成している。ヒアリは、侵略的外来種の中でも特に注意が必要な種として、外来生物法による「要緊急対処特定外来生物」に指定されており、国民への被害が甚大なことを鑑みて、特に優先的に対策をすることが必要な種であることから、本指標は適当であり、引き続き、現指標を目安として取組を実施していく。</li> </ul> <p>＜ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値（全国）を平成23年度比で半減＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害をもたらすニホンジカ等の生息頭数は減少傾向にあるが、依然として生態系等への被害が深刻であり、当面は現指標を目安として取組を実施していく。</li> </ul>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。</li> <li>・国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されるよう、検討会を開催し、学識者の科学的知見を活用した。</li> <li>・改正種の保存法の施行(平成30年6月1日)を踏まえ、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者からなる「希少野生動植物種専門家科学委員会」を設置し、国内希少野生動植物種の指定等について意見を聴取した。</li> <li>・特定外来生物の指定については、専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定に関する検討を行った他、各地の防除事業の実施に当たっても、検討会を開催するなどして有識者の知見を活用した。</li> <li>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であって、従来の規制に規定された遺伝子組換え生物等に該当しない生物についても、その使用等に先立ち使用者に情報提供を求め、学識経験者の意見聴取会合により確認を行った。</li> <li>・令和3年度の鳥獣保護管理法基本指針改定に当たって、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。</li> </ul>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>環境省レッドリスト2020・環境省版海洋生物レッドリスト・平成2930年度鳥獣関係統計・根絶確認及び防除完了に向けた奄美大島におけるファイリマングース防除実施計画（令和3年度～令和7年度）</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境局 野生生物課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>中澤圭一(野生生物課長)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年8月</p>
--------------	------------------------	---------------	---------------------	-----------------	---------------

# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

施策名	目標5-4 動物の愛護・管理					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。					
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の減少(減少傾向維持)、自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50%減となる2万頭)。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	514	541	493	370
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	▲66	▲92	0	
		合計(a+b+c)	448	449	493	
執行額(百万円)	400	363	379			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	自治体における犬及び猫の引取り数の減少	基準値	実績値				目標値	達成	
		H30年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	○
		92千頭	92千頭	86千頭	72千頭	59千頭	集計中	減少傾向維持	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-			
	令和12年度までに自治体における犬及び猫の殺処分を約2万頭(平成30年度比50%減)に引き下げる。	基準値	実績値				目標値	達成	
		H30年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	○
38千頭		38千頭	33千頭	24千頭	14千頭	集計中	20千頭		
年度ごとの目標値		-	-	-	-				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 令和3年度の自治体における犬及び猫の引取り数は59千頭で、平成30年度の92千頭より33千頭減少しており、減少傾向を維持した。また、殺処分数は14千頭で、平成30年度の38千頭から24千頭減少した。
	施策の分析	これまで、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針(以下、「基本指針」という。)」に基づき、令和12年度における殺処分数を2万頭(平成30年度比50%減)とすることを目標として施策を評価してきたが、本目標については令和3年度に達成された。 不必要な殺処分を削減するためには、適正飼養推進にかかる普及啓発等による引取り数の減少、マイクロチップの装着等所有明示措置による返還率の向上、譲渡促進が重要である。相当程度進展が確認されているため、施策は達成すべき目標に寄与しており、引き続き施策を継続することが重要である。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 返還率の向上や譲渡促進といった殺処分数の減少に寄与する施策を継続することで殺処分数の削減を図る。 【測定指標】 <自治体における犬及び猫の引取り数の減少> <令和12年度までに自治体における犬及び猫の殺処分を約2万頭(平成30年度比50%減)に引き下げる。> 指標は「基本指針」に沿って設定している。 なお、「引取り数の減少」よりも施策効果を著していると考えられることから、令和5年度事前評価より、マイクロチップの装着義務化や譲渡促進事業の効果を図る指標として「返還・譲渡率の増加」を設定した。

学識経験を有する者の意見の活用	中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	動物愛護管理行政事務提要
---------------------------	--------------

担当部局名	自然環境局 動物愛護管理室	作成責任者名	野村環(動物愛護管理室長)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	------------------	--------	---------------	----------	--------

# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別

(環境省R4-24)

施策名	目標5-5 自然とのふれあいの推進					
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。					
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することで、エコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	10,423	8,346	8,308	8,450
		補正予算(b)	9,152	5,444	集計中	
		繰越し等(c)	▲159	3,957	※記入は任意	
		合計(a+b+c)	19,416	17,747	※記入は任意	
執行額(百万円)	16,386	14,735	※記入は任意			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020、観光ビジョン実現プログラム2019、骨太の方針2021、成長戦略フォローアップ2021					

測定指標	自然公園の年間利用者数の推移(暦年 千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	年度	-
		-	905,138	893,110	554,345	542,463	集計中	-	
	年度ごとの目標値	/						/	
	エコツーリズム推進法に基づく全体構想認定数(括弧内は累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		H20年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R10年度	-
		0	3(15)	2(17)	1(18)	1(19)	3(22)	(47)	
	年度ごとの目標値	/						/	
	国立公園・国民公園年間利用者数の推移(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	年度	-
		-	371,508	369,150	218,493	207,659	集計中	前年度比1%増	
	年度ごとの目標値	/						/	
	温泉の自噴湧出量(L/分)	基準値	実績値					目標値	達成
		S45年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	年度	○
		651,265	676,267	667,549	680,412	671,354	集計中	前年度の水準を維持	
	年度ごとの目標値	/						/	
	国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R7年度	-
		-	18	19	20	20	20	22	
	年度ごとの目標値	/						/	
国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度	○	
	-	12	12	12	12	12	12		
年度ごとの目標値	/						/		
国立公園訪日外国人利用者数	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R7年度	-	
	-	694万人	667万人	93万人	-	64万人	667万人		
年度ごとの目標値	/						/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 測定指標のうち、国立公園の利用者数について、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響からか、令和元年度に比べ6割弱に減少した。エコツーリズム推進法に基づく全体構想については、令和4年度は新たに3件の認定を行い、毎年着実に件数を増やしており、現在も認定に向けて複数案件が調整進展中である。また、訪日外国人国立公園利用者数については、インバウンド再開を受けて、令和4年下半年より調査を再開したところ。測定指標のうち、温泉の自噴湧出量については、令和4年度は集計中だが、令和3年度はおおむね前年度の水準を維持している。
	施策の分析	<安全で快適な自然とのふれあいの場の提供・人材育成> ・自然公園等の利用者数の推移は、横ばいないし増加が見られており、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け大幅に減少したものの、ワーケーション等の取組を含めて今後の回復を見込んでおり、目標に向けた施策の方向性は妥当である。一方で、ポスト・コロナを見据えて、今から準備を進めておく必要がある。 ・エコツーリズム推進全体構想の認定は、着実に認定数を積み上げるとともに、新たな認定に向けた調整も進んでおり、施策の方向性は妥当であると考えられ、今後更なる取組の推進が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 <安全で快適な自然とのふれあいの場の提供・人材育成> ・ポスト2020国際枠組み等の構築を見据え、生物多様性の主流化に向け、自然とのふれあいが更に重要になると考えられることから、引き続き目標を推進する。  【測定指標】 <自然公園の年間利用者数の推移> 自然公園法に基づく自然公園全体で自然ふれあい活動の推進を行っていくために適切な指標であり、次年度も継続して設定する。  <エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想の認定数> ・エコツーリズム推進全体構想について、令和10年度に全体構想認定数が1以上ある都道府県数が47になることを目標として、毎年4～5件認定することを次年度以降の目標とする。  <国立公園・国民公園年間利用者数の推移> 利用者数の推移を測定し各施策による利用者数の増加を把握するため、国立公園の利用者数は測定指標1に統合し、次年度以降は国民公園等の利用者数のみを測定指標4として設定する。  <温泉の自噴湧出量> ・温泉の自噴湧出量が前年度水準を維持していることをもって、温泉法の適正な運用により温泉資源が保護されていることを定量的に確認できることから、引き続き温泉の自噴湧出量の維持を目標とする。  <国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数> 自然とのふれあいの推進を直接的に評価する指標ではなく、当該指標の実績向上に直結する事業が存在しないため、施策目標の測定指標としては不適と判断し削除する。  <国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数> 指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境の悪化がみられ、保全事業が必要となった国指定鳥獣保護区数を測定指標として設定しており、保全が必要な鳥獣の生息環境の悪化を把握する指標として、一定の合理性があることから、引き続き測定指標として用いる。一方、事業の採択は実施体制にも左右されることから、より適切に状況を把握できる指標について今後検討したい。  <国立公園訪日外国人利用者数> インバウンドの回復を受けて、新型コロナウイルスによる影響を受ける前の数値を目標として、段階的な回復を目指す。

学識経験を有する者の知見の活用	国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、国立公園の利用者数や取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調
---------------------------	------------

担当部局名	自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課	作成責任者名	番匠克二(国立公園課長) 水谷努(国立公園利用推進室長) 萩原辰男(自然環境整備課長)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	--	--------	---	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(環境省R4-25)

施策名	目標5-6 東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)					
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園への再編成、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組む。					
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	666	570	411	413
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	666	570	411	-
	執行額(百万円)	647	553	391	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月11日閣議決定)					

測定指標	三陸復興国立公園(24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数の推移(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R3年度	-
		458	2,827	4,101	2,336	2,803	集計中	6,994	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	三陸復興国立公園内の利用拠点(集団施設地区)の年間利用者数(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		H17-21年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R3年度	-
		2,975	1,466	2,415	1,211	1,208	集計中	2,975	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数(人)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R7年度	-
		-	50	15	14	33	32	50	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	イノシシの捕獲数を前年度実績値以上とする。	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	年度	-
		-	949	2,136	2,252	1,429	188	-	
年度ごとの目標値	-	イノシシ等を安全かつ効率的に捕獲し、被害軽減に寄与する生息状況を目指す。					-	×	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 目標値としている震災以前の利用者数まで届いていないが、震災直後と比較して一定程度利用者数は回復している。また、イノシシの捕獲数については、平成25年度より開始し以後毎年度、被害の低減を図るため安全かつ効率的な捕獲に努めてきたが、前年度の実績を下回った。これはイノシシの出現頻度が低下し、今までの捕獲による対策の効果が現れつつあるものと考えられるため、今後、測定指標の見直しを行う。
施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業において、三陸地域の重要な観光資源である三陸復興国立公園(旧陸中海岸国立公園)の主要な利用拠点等の施設を復旧し、公園の利用者数も増大していることから、施策の方向性は妥当と考えているが、コロナ禍の影響により利用者数の停滞や利用ニーズの変化により震災からの復興は道半ばであるため、引き続きの取組が必要である。</li> <li>特に、身近な自然の価値が再認識され、健康志向が高まる中、二酸化炭素を排出せずに心身の健康にも通じるロングトレイルの利用を新たな価値として発信し、その持続的な活用を推進することにより、国民の心身回復や交流人口の増加を図るうえで、みちのく潮風トレイルの取組を推進する必要がある。</li> <li>令和4年度のイノシシの捕獲数は、これまでの捕獲の効果と豚熱による影響で大幅に減少したと考えられ、今後も豚熱からの回復に伴う生息数増加を防ぐために引き続き捕獲体制を維持する必要がある。</li> </ul>

評価結果	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災によって生じた自然環境への被害からの復旧・復興を進める上で、地域を訪れる人を増やすことで、地域経済の活性化につなげることが重要であるから、三陸復興国立公園及びみちのく潮風トレイルの利用増大のための取組の実施が引き続き必要である。</li> </ul> <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>＜三陸復興国立公園（平成24年度までは陸中海岸国立公園）の利用者数の推移＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災からの復興・復旧のため、引き続き三陸復興国立公園の整備等の取組を進めて行くことから、三陸復興国立公園の利用者数を次期目標においても測定指標として設定する。</li> </ul> </li> <li>＜三陸復興国立公園内の利用拠点（集団施設地区）の年間利用者数＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・三陸復興国立公園の利用者数の推移と傾向が重複するため、次期目標においては測定指標から消去する。</li> </ul> </li> <li>＜みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数（人）＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災からの復興・復旧のため、引き続きみちのく潮風トレイルの利用促進の取組を進めて行くことから、みちのく潮風トレイルの踏破認定証の発行数を次期目標においても測定指標として設定する。</li> </ul> </li> <li>＜イノシシの捕獲数＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの捕獲の効果によりイノシシの生息数は減少傾向にあるため、前年度実績以上の捕獲数を目標値とすることは適切でなくなったが、復興に向けてイノシシの低密度を維持するため、捕獲等を適切に行う必要があり、自動撮影カメラによるイノシシの撮影頻度を前年度以下に維持することを指標とした上で、目標の達成を図っていく。</li> </ul> </li> </ul>
------	--

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調
---------------------------	------------

担当部局名	自然環境局 国立公園課 野生生物課	作成責任者名	番匠克二（国立公園課長） 中澤圭一（野生生物課長）	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-------------------------	--------	------------------------------	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-26)

施策名	目標5-7 国際観光資源の整備					
施策の概要	美しい国立公園等の自然を持続的に活用し観光資源の整備等により、国内外の旅行者の地域での体験滞在の満足度の向上を図る。					
達成すべき目標	平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2020年国立公園訪日外国人利用者数1000万人の目標を達成し、「観光先進国」の実現に貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	6,862	4,962	2,201	2,545
		補正予算(b)	5,993	799	-	-
		繰越し等(c)	▲5,473	7,233	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	7,382	12,994	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	6,380	10,033	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	観光ビジョン実現プログラム2019、骨太の方針2021、成長戦略フォローアップ2021					

測定指標	国立公園訪日外国人利用者数	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R7年度	-
		490万人	694万人	667万人	93万人	-	64万人	667万人	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度	○
		-	-	6拠点	14拠点	20拠点	8拠点	9拠点	
	年度ごとの目標値		-	5拠点	10拠点	14拠点	9拠点		
	利用施設の多言語化	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	○
		-	5施設	18施設	44施設	51施設	64施設	40施設	
	年度ごとの目標値		8施設	24施設	40施設	40施設	40施設		
	野生動物観光促進事業の実施者数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	×
		-	-	12者	8者	-	-	10者	
	年度ごとの目標値		-	10者	10者	-	-		
	一般公開に向けた改善に取り組んだ野生生物保護センター数	基準値	実績値					目標値	達成
年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	○	
-		-	2施設	3施設	-	-	3施設		
年度ごとの目標値		-	1施設	3施設	-	-			
ビジターセンター等機能強化	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度	×	
	-	-	33施設	49施設	50施設	56施設	60施設		
年度ごとの目標値		-	32施設	60施設	60施設	60施設			
国立公園一括情報サイトの訪問回数等(接触媒体者数)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度	×	
	-	-	117万	19万	253万	72万	180万		
年度ごとの目標値		-	-	180万	180万	180万			
国立公園等の自然を活用した滞在型コンテンツ創出事業により造成等されたコンテンツ件数	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-	×	
	-	-	-	-	41	-	-		
年度ごとの目標値		-	-	-	44	-			



<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数、利用施設の多言語化、国立公園一括情報サイトの訪問回数等について、令和4年度実績値は、目標値を大きく超えるペースで増加しており、受入環境整備が進展している。その他の取組についても目標値達成まで到達していないが、着実に実績が出ており、受入環境整備に貢献している。国立公園訪日外国人利用者数については、段階的なインバウンド再開を受けて、令和4年度下半期より調査を再開したところ。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>目標であった国立公園訪日外国人利用者数について、インバウンドの再開を受けて、令和4年下半期から利用者数調査を再開した。今後、インバウンドの回復に向けて、さらなる国立公園の魅力向上により、国立公園のブランド化と上質なツーリズムを推進する。</p> <p>同様に、海外からの誘客が困難な状況となったため、国立公園一括情報サイトへの積極的なプロモーションを中止(今年度繰越)したため、実績値が低くなった。</p> <p>多言語化や利用拠点の上質化などは、我が国ならではの特徴を有する国立公園の魅力を感じて質の高いツーリズムを提供するにあたって必要な受入環境を整備するものであり、「観光先進国」の実現に必要なものであることから、引き続き実施し、回復期に向けた取組を進めることが必要である。</p> <p>さらに、今後の回復に向けて、国立公園一括情報サイト等を通じた国立公園の魅力の情報発信により、状況を踏まえながら誘客を行っていくことが必要である。</p>
<p>評価結果</p> <p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>インバウンドの回復を受けて、2021年以降の訪日外国人利用者数の目標設定については、2025年までに訪日外国人の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させることとし、平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2030年訪日外国人旅行者数6,000万人等の目標と「観光先進国」の実現に貢献することとする。</p> <p>【測定指標】</p> <p>&lt;国立公園訪日外国人利用者数&gt; インバウンドの回復を受けて、新型コロナウイルスによる影響を受ける前の数値を目標として、段階的な回復を目指す。</p> <p>&lt;滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数&gt; 利用拠点の再生・上質化が進むことで魅力が向上し、来訪者の増加、滞在時間の増加が図られるため、引き続き、官民による国立公園利用拠点計画を作成し、滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数の増加を図っていく。 次回からは、取組地域拡大の観点から、単年度毎の事業実施拠点数のカウント方法から、事業開始以降累計の事業実施拠点数のカウント方法に変更する。</p> <p>&lt;利用施設の多言語化&gt; 外国人観光客が情報収集を行う際のツールとして必要なことから、令和4年度までの取組状況を踏まえ、令和5年度も令和4年度までと同程度の整備目標を設定して取組を進める。</p> <p>&lt;野生動物観光促進事業の実施者数&gt; 本事業は終了しているため、令和5年度の目標設定は行わない。</p> <p>&lt;一般公開に向けた改善に取り組んだ野生生物保護センター数&gt; 本事業は終了しているため、令和5年度の目標設定は行わない。引き続き、適切な野生生物保護センターの運営に努める。</p> <p>&lt;ビジターセンター等機能強化&gt; 国立公園利用の拠点となるビジターセンターの機能強化を図ることで、外国人観光客にわかりやすく国立公園の魅力を伝えることが可能となることから、令和4年度までの取組状況を踏まえ、令和5年度も令和4年度までと同程度の整備目標を設定して取組を進める。</p> <p>&lt;国立公園一括情報サイトの訪問回数等&gt; 国立公園一括情報サイトについて、新型コロナウイルスによる影響を受ける前の数値を目標として、引き続き訪問回数等の段階的な回復を目標とする。</p> <p>&lt;国立公園等の自然を活用した滞在型コンテンツ創出事業により作成等されたコンテンツ件数&gt; 令和4年3月に「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン」を作成し、同年後半以降、自然体験コンテンツの内容、安全対策・危機管理、環境への貢献・持続可能性の3つの観点から、一定の基準をクリアしたコンテンツを計測することが可能となったことから、国立公園の目指す上質なツーリズムに貢献する質の高いコンテンツの指標として、新たに「国立公園における自然体験コンテンツガイドラインを満たす自然体験コンテンツ数」を採用する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国立公園訪日外国人利用者数推計値
---------------------------	------------------

担当部局名	自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課 野生生物課	作成責任者名	番匠克二(国立公園課長) 水谷努(国立公園利用推進室長) 萩原辰男(自然環境整備課長) 中澤圭一(野生生物課長)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	---	--------	---	----------	--------

## 令和4年度実施施策に係る政策評価書

(環境省R4-42)

施策名	目標9-1 地域の脱炭素化の推進					
施策の概要	・2030年度温室効果ガス排出削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすため、地方公共団体による脱炭素先行地域づくりや重点対策加速化事業の支援等、地域脱炭素に係る施策を総動員していく					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロ等を実現する脱炭素先行地域を、2025年度までに少なくとも100ヶ所を選定し、2030年度までに実現する。</li> <li>屋根置き太陽光やゼロカーボンドライブ等の脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施する。</li> <li>脱炭素化に資する事業に対する資金供給の支援を強化することにより、民間投資の一層の誘発を図る。</li> <li>法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算 (a)	11,600	7,000	23,600	35,600
		補正予算 (b)	8,000	8,650	9,200	
		繰越し等 (c)	▲4,559	▲1,555	(※記入は任意)	
		合計 (a+b+c)	15,041	14,095	(※記入は任意)	
執行額 (百万円)		10,997	5,999	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定） 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」 第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」 第3章第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」 第3章第7節「地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）」					

測定指標	1. 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定義務を有する地方公共団体における計画の策定率（%）	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	○
		-	100	100	100	100	100	100	
		年度ごとの目標値	/	-	-	100	100	100	
	2. 地方公共団体実行計画（事務事業編）の地方公共団体における策定率（%）	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	×
		-	86	89	90	90	90	100	
		年度ごとの目標値	/	-	-	90	91	92	
	3. 大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施した避難所等の数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R7年度	-
		-	-	120	204	162	191	1,000	
		年度ごとの目標値	/	-	100	200	150	-	

4. 脱炭素先行地域選定数	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R7年度	-
	-	-	-	-	-	46	少なくとも100地域	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
5. 脱炭素化支援機構が支援した事業による年間CO2排出削減量の累積合計値	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	<p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域施策編の策定義務を有する地方公共団体の策定率は100%となっているが、今後、新たに閣議決定された地球温暖化対策計画を受けて改定を行う地方公共団体もあることから、内容の強化・拡充を図るとともに、改正温対法により区域施策編策定の努力義務が追加されたその他の地方公共団体においても策定率向上を図る。</li> <li>・事務事業編は令和4年度までに90.3%の地方公共団体が策定・改定を実施済みとしている。下記施行状況調査によると、事務事業編は未策定の9.7%のうち、4.9%の地方公共団体が2022年12月以降に策定を行う予定であるとしており、今後新たに閣議決定された地球温暖化対策計画を受けて、地方公共団体における策定増加が見込まれるため、さらなる施策の推進により目標値の達成が可能と考えられる。</li> <li>・災害・停電時に機能発揮を可能とした避難施設・防災拠点の数については、R4年度までに累計677箇所を達成している。昨今の災害リスクの増大に対し、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」への応募件数は増加傾向にあり、R7年度までの目標達成が見込まれる。</li> <li>・脱炭素先行地域については、2025年度（令和7年度）までに少なくとも100か所以上選定するとしているところ、令和4年度においては4月に第1回として26地域、11月に第2回として20地域選定し、合計で46地域選定されている。令和7年度まで、引き続き大都市や小規模市町村等の市街地、住宅街、山村地域、離島など、様々な種類の地域から多様な提案の選定を続けていくこととしており、目標値の達成が可能と考えられる。</li> </ul>

施策の分析

○「ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業」の実施により、実行計画の量（各地方公共団体の温室効果ガス排出量等の見える化や実行計画策定・実施マニュアル等の技術的助言による策定率向上）と質（実行計画に基づく地域共生型再エネの促進など具体の事業推進等）の向上が図られつつあるが、引き続き、実行計画の策定・改定や計画に基づく取組が困難な市町村を適切な形で支援する必要がある。

○区域施策編の策定義務を有する地方公共団体（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市）の策定率は100%と目標値を達成しているものの、それ以外の地方公共団体も含めた策定率は34%となっており、地域の脱炭素化にあたっての課題となっている。現在、地方公共団体の脱炭素への取組の機運が高まっており、計画づくりに対する需要が増大しており、「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」において多くの地方公共団体の支援を実施している。この機運を逃さないためにも、必要な予算の確保に努め、引き続き地方公共団体の脱炭素への取組を支援する必要がある。

○激甚化・頻発化する気象災害や地震により、避難施設等のレジリエンス強化に加え、地方公共団体の脱炭素への取り組み機運が高まっており、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」への応募件数についても増加傾向にある。引き続き、必要となる財源確保に努め、公共施設のレジリエンス強化・脱炭素化への取り組みを支援する必要がある。

○脱炭素先行地域の第1回募集では全国102の地方公共団体から79件の提案、第2回募集では全国53の地方公共団体から50件の提案をいただいた。引き続き多くの積極的な提案をいただけるよう、地方環境事務所を中心に、地方公共団体を支援していく必要がある。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> 「施策の分析」欄に記載のとおり、各施策について目標達成に向けて順調に取り組が進んでおり、引き続き取組を進める。</p> <p><b>【測定指標】</b> ○測定指標1について、法定義務のある地方公共団体は既に地方公共団体実行計画区域施策編の策定率が100%であるものの、それ以外の地方公共団体においても策定を促進する必要があるため、「ゼロカーボンシティ表明団体の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定率」に変更する。なお、区域施策編の策定については、法定義務のある地方公共団体以外は努力義務であるため、指標の測定対象は脱炭素推進への意欲を示しているゼロカーボンシティ表明自治体に限定している。 ○測定指標3について、実績値を単年度実績から累計に変更し、また、年度毎の目標値は定めていないことから「-」に変更する。 ○測定指標5について、株式会社脱炭素化支援機構による脱炭素に資する多様な事業への投融資を通じて支援した事業によるCO2排出削減量目標を令和5年秋に開催予定の官民ファンド幹事会において設定する。 ○上記以外の指標については、変更の必要がないため継続する。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>補助金等の選定に係る審査委員への協力、地方公共団体実行計画に関連するマニュアル・ガイド等に対する助言や地域脱炭素に関するセミナー等への講師として知見の活用を行った。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果（令和4年12月1日現在）（環境省）</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>大臣官房<b>地域政策課</b> 大臣官房地域脱炭素事業推進課 大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>細川真宏（地域政策課長） 近藤貴幸（地域脱炭素事業推進課長） 木野修宏（地域脱炭素政策調整担当参事官）</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年8月</p>
--------------	--	---------------	--	-----------------	---------------

## 令和4年度実施施策に係る政策評価書

(環境省R4-43)

施策名	目標9-2 地域循環共生圏づくりの推進					
施策の概要	・専門人材と地域とのマッチング等の機能を持つプラットフォームの構築・充実等により地域循環共生圏の創造を強力に推進する。					
達成すべき目標	・地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の創造により、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していく。					
施策の予算額・執行額等		区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算 (a)	500	500	500	400
		補正予算 (b)	—	—	—	
		繰越し等 (c)	—	—	(※記入は任意)	
		合計 (a+b+c)	500	500	500	
	執行額 (百万円)	446	467	484		
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画 第3章「目標達成のための対策・施策」第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」					

測定指標	1. 地域循環共生圏づくり プラットフォーム事業実践 地域登録制度登録地域数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	○
		-	-	58	87	111	117	100	
	年度ごとの目標値	-	20	40	60	80			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標超過達成  (判断根拠) 地域循環共生圏実践地域等登録制度にR4年度末時点で、117団体が登録された。毎年着実に登録数を増やしR5年度目標値とされていた100団体をすでに超過達成している。
	施策の分析	「環境で地域を元気にする地域循環共生圏プラットフォーム事業」を通じて地域循環共生圏創造のために必要な地域プラットフォーム形成のためのノウハウを蓄積できており、実際に優れた事例を創出できていることから、本事業は政策目標の達成において有効であると判断している。一方で、登録地域数の増加割合は伸び悩んでいることから、令和5年度以降は地域循環共生圏の概念をより多くの者に知ってもらい、実際に取り組んでもらうための広報活動にも注力する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	<b>【施策】</b> 令和5年度は、地域循環共生圏創造のための地域プラットフォーム形成ノウハウを更に洗練させるとともに、好事例たるモデル地域がいくつか形成できてきていることから、「施策の分析」結果に基づき、広報活動にも注力する。 <b>【測定指標】</b> 令和5年度末で「環境で地域を元気にする地域循環共生圏プラットフォーム事業」が終了し、同制度に紐付いて実施していた実践地域登録制度についても見直しが必要であることから、地域循環共生圏に取り組んでいる自治体数の把握については、「地方公共団体における温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」から確認することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者からなる審査会を設け、事業目的を達成する案件採択のための審査基準や案件採択に対する意見等を聴取することにより、事業の適正な執行に活用した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房 地域政策課	作成責任者名	細川真宏（地域政策課長）	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	---------------	--------	--------------	----------	--------



令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-44)

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					
達成すべき目標	対策地域内廃棄物を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	105,924	76,797	63,776	72,993
		補正予算(b)	▲ 21,827	▲ 24,609	▲ 24,116	-
		繰越し等(c)	5,273	2,041	465	
		合計(a+b+c)	89,370	54,229	40,125	
執行額(百万円)	83,262	44,555	29,220			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針					

測定指標	汚染廃棄物対策地域の指定を解除した市町村数(累積)	基準値	実績値				目標値	達成
		H27年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	長期的な目標
		0	0	0	0	1	1	11
	年度ごとの目標値		-	-	-	-		
	<対策地域内廃棄物・指定廃棄物> 特定廃棄物埋立処分施設への搬入量(袋数)	基準値	実績値				目標値	達成
H29年度		H29~30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
0		64,341	53,330	52,960	50,412	48,333	4.8万	
年度ごとの目標値			7.5万	5万	5万	5万		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 汚染廃棄物対策地域内において、国による対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がないと認められる場合、同地域の指定が解除されることとなる。1市において同地域の指定が解除され、残る10市町村においても家屋の解体工事が概ね完了しているなど、対策地域内廃棄物の処理を着実に進めているところ。また、福島県内の指定廃棄物については、仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理、埋立処分施設への搬入等が進んでいるところ。なお、福島県以外の県においては、指定廃棄物の今後の処理について、地元との調整を続けている。
	施策の分析	放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。 【進捗状況】 ①福島県においては、帰還困難区域を除く対策地域内における解体件数は、令和5年3月末時点で13,586件となっているところ。 また、可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置を9市町村(11施設)で計画しており、令和5年3月末時点で、7施設が処理を完了、4施設が稼働中である。 平成29年11月には既存の管理型処分場への県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の搬入が開始され、令和5年3月末時点で269,376袋搬入された。 ②福島県以外の県については、各県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。宮城県においては、8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の焼却等による処理を優先的に推進しており、令和5年3月末時点で石巻圏域及び黒川圏域では焼却処理が終了、仙南圏域及び大崎圏域では本格焼却を実施中である。また、栃木県においては指定廃棄物の保管農家の負担軽減のため、市町単位での暫定集約の方針に基づき、現在、県・保管市町と取組を進めており、令和4年度には日光市、那須塩原市において暫定保管場所への集約が完了し、2023年5月時点で大田原市、那須町において集約に向けた準備を進めている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。 【測定指標】 ・引き続き、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を進め、汚染廃棄物対策地域の指定を解除していくことが必要であるため、現行の指標を維持する。 ・廃棄物の処理の段階が埋立処分に移行しており、引き続き特定廃棄物埋立処分施設への廃棄物の搬入が必要であるため、現行の指標を維持する。

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会
-----------------	---------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局特定廃棄物担当参事官室	作成責任者名	長田啓(特定廃棄物担当参事官)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-----------------------	--------	-----------------	----------	--------

# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-45)

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	459,104	212,505	225,193	195,574
		補正予算(b)	▲ 97,888	▲ 157,270	▲ 4,166	-
		繰越し等(c)	209,995	▲ 10,898	17,824	
		合計(a+b+c)	571,211	44,337	238,851	
	執行額(百万円)	544,666	169,203	213,116		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について</li> <li>・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針</li> <li>・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針</li> <li>・総理所信表明演説「原発事故で大きな被害を受けた福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除されたことに続き、先月から中間貯蔵施設が稼働しました。除染土壌の搬入を進め、2020年には身近な場所から仮置き場をなくします。」(平成29年11月・抜粋)</li> </ul>					

測定指標	除染特別地域において返地した除去土壌等の仮置場等の総数	実績値					目標値	達成	達成
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	-	
		89	115	146	172	189	-		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-			
測定指標	福島県外で発生した除去土壌の処分量	施策の進捗状況(実績)							
		<p>福島県外の除去土壌については、処分方法を定めるため、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム」を設置し、平成29年から専門的見地から議論を進めている。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、平成30年から茨城県東海村及び栃木県那須町、令和3年から宮城県丸森町での3箇所を実施している(栃木県那須町については令和2年3月末に終了)。</p>					-	-	

測定指標	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の推進	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		<p>福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、「令和4年度の間貯蔵施設事業の方針」を公表しており、これに沿って事業を進めている。</p> <p>用地については、令和5年3月末時点で全体面積の約80%に当たる約1,285haが契約済となっている。</p> <p>施設については、平成28年11月に土壌貯蔵施設等の整備に着工し、平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。また、令和2年3月には中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で、運転を開始した。</p> <p>輸送については、帰還困難区域を除く福島県内の除去土壌等について、令和3年度末までに、中間貯蔵施設へおおむね搬入完了するという目標を達成した。また令和5年3月末までに、輸送対象物量約1,400万m<sup>3</sup>のうち累計で約1,346万m<sup>3</sup>の除去土壌等を搬入したところである。</p> <p>福島県内で発生した除去土壌等の最終処分に向けた取組については、最終処分量の低減を図ることが重要であることから、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、福島県飯舘村長泥地区での実証事業においては、農地造成や水田試験等を実施した。農地造成については、令和3年4月に着手した除去土壌を用いた盛土が、令和4年度末までに概ね完了した。水田試験については、水田に求められる機能を概ね満たすことを確認した。これまでに実証事業で得られたモニタリング結果からは、施工前後の放射線量に変化がないこと、農地造成エリアからの浸透水の放射性セシウムはほぼ不検出であることなどの知見が得られており、再生利用を安全に実施できることを確認している。さらに、道路整備での再生利用について検討するため、中間貯蔵施設内において道路盛土の実証事業にも着手した。</p>					長期的な目標	
							中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理	-
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	達成
実績値		183.9万m <sup>3</sup>	405.9万m <sup>3</sup>	386.9万m <sup>3</sup>	234万m <sup>3</sup>	57万m <sup>3</sup>		△
目標値		180万m <sup>3</sup>	400万m <sup>3</sup>	400万m <sup>3</sup>	254万m <sup>3</sup>	81.2万m <sup>3</sup>	28.9万m <sup>3</sup>	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  ○ 除染に伴い発生した土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施している。除染特別地域においては令和5年3月末時点で26か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和4年9月末時点で3か所の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施している。 中間貯蔵施設への輸送などにより、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施している。除染特別地域においては令和5年3月末時点で189か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和4年9月末時点で890か所の仮置場の原状回復が完了している。 さらに、「除去土壌の処分に関する検討チーム」を令和5年3月末までに8回開催し、福島県外の除去土壌の処分方法に関する議論を進めているところである。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、茨城県東海村、栃木県那須町及び宮城県丸森町の3箇所で開催している(栃木県那須町については令和2年3月末に終了)。  ○「令和4年度の間接貯蔵施設事業の方針」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。 方針の中で、輸送については「特定復興再生拠点区域等において発生した除去土壌等の搬入を進める」という定性的な目標を立てている。令和4年度は、福島県飯舘村長泥地区で実施している除去土壌の再生利用実証事業の進捗状況により、中間貯蔵施設に搬入予定であった除去土壌等の一部を年度内に搬入できなかったこと等があり、約57万m <sup>3</sup> の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入した。また、令和5年3月末までに、輸送対象物量約1,400万m <sup>3</sup> のうち累計で約1,346万m <sup>3</sup> の除去土壌等を搬入した。施設の整備に必要な用地取得については、累計で約1,285haの用地を取得した。これら中間貯蔵施設事業について、順調に進捗している。 除去土壌の再生利用については、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、福島県飯舘村において、農地造成や水田試験等を実施し、空間線量率等のモニタリング結果から安全性を確認した。さらに、道路整備での再生利用について検討するため、中間貯蔵施設内において道路盛土の実証事業にも着手した。
	施策の分析	○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるため、取組を着実に進めていくことが重要。 ○引き続き、「中間貯蔵施設事業の方針」に沿って、用地取得、施設整備や除去土壌等の輸送等を着実に進めていくことが重要。
	次期目標等への反映の方向性	○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるための取組を着実に進めていくことが必要であり、現行の指標を維持する。 ○中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入等についても、引き続き継続的な取組が必要であり、現行の指標を維持する。

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、除去土壌の処分に関する検討チーム、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当 参事官室 環境再生施設整備 担当参事官室	作成責任者名	中野哲哉(環境再生事業担当参事官) 内藤冬美(環境再生施設整備担当参事官)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	--	--------	--	----------	--------

# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-46)

施策名	目標10-3 特定復興再生拠点の整備					
施策の概要	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画)に沿って、特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。					
達成すべき目標	帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	67,278	63,705	44,461	43,579
	補正予算(b)	▲ 12,625	▲ 12,109	0		
	繰越し等(c)	47,901	▲ 8,229	10,519		
	合計(a+b+c)	102,553	43,367	54,980		
執行額(百万円)	88,592	37,637	49,390			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針</li> <li>福島復興再生基本方針</li> <li>「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について</li> <li>「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針</li> <li>総理大臣施政方針演説「常磐自動車道に続き、本年3月、JR常磐線が全線開通します。これに合わせ、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域における避難指示の一部解除に向け、準備を進めます。」(令和2年1月・抜粋)</li> </ul>					

測定指標	1. 特定復興再生拠点区域において避難指示解除(全域)に必要な範囲の除染が完了した町村数(累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
		0	0	0	0	0	4	6	-
	年度ごとの目標値		0	0	0	0	3		
測定指標	2. 特定復興再生拠点区域における廃棄物の仮置場への搬入が完了した町村数(累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
		0	0	0	1	1	2	2	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠)  平成30年5月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、これに沿って、平成30年11月までに、自治体や関係省庁と連携しながら、6町村全てで除染・家屋等の解体工事を開始したところ。令和4年度においては、双葉町、大熊町、浪江町、葛尾村の避難指示の解除がなされた。他方、引き続きフォローアップ除染等を行い、地元住民の安心・安全の確保をはかることが必要。 なお、特定復興再生拠点区域における解体工事については、令和4年度において飯館村で解体工事が完了し、残り4町においても概ね完了しているなど、着実に取組を進めているところ。
	施策の分析	引き続き、特定復興再生拠点区域の計画に沿って、関係省庁や関係自治体と連携しながら、除染・家屋等の解体を着実に進めていくことが重要。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、特定復興再生拠点区域の計画に沿って、関係省庁や関係自治体と連携しながら、残された2町村の避難指示解除に必要な除染・家屋等の解体を着実に進めていくことが重要であり、除染については現行の指標を維持する。他方、解除済の町村においても新たに除染の同意や家屋等の解体申請が得られたところへの対応を継続するとともに、引き続きフォローアップ除染等を行い、地元住民の安心・安全の確保をはかることが必要。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室 特定廃棄物対策担当参事官室	作成責任者名	中野哲哉(環境再生事業担当参事官) 長田啓(特定廃棄物対策担当参事官)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	---	--------	--	----------	--------

# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-47)

施策名	目標10-4 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策					
施策の概要	東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。					
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,976	1,887	1,717	1,685
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	1,976	1,887	1,717	-
執行額(百万円)	1,418	1,536	1,507	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について</li> <li>福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針</li> <li>東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針</li> </ul>					

測定指標	①研究の採択等件数 (被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)	基準値	実績値				目標値	達成	
		H24年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	毎年度	○
		15	23	27	27	27	33	20	
		年度ごとの目標値	20	20	20	20	20		
	②受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣平均)	基準値	実績値				目標値	達成	
		R2年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	毎年度	○
		83	-	-	83	92	99	80	
		年度ごとの目標値	-	-	80	80	80		
	③受講者満足度(%) (住民セミナー、車座意見交換会平均)	基準値	実績値				目標値	達成	
		R2年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	毎年度	○
		98	-	-	98	98	97	80	
		年度ごとの目標値	-	-	80	80	80		
	④「東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地における、次世代以降の人(将来生まれてくる子や孫など)への放射線による健康影響について、起こる可能性が高い」と思っている人の割合(%) (全国アンケート調査)	基準値	実績値				目標値	達成	
		R2年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R7年度	-
		41.2	-	-	40	40.4	46.8	20	
		年度ごとの目標値	-	-	40	-	-		



		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	毎年度	
	④福島県「県民健康調査」の進捗	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県「県民健康調査」に係る支援として、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーションを実施。	福島県「県民健康調査」に係る支援として、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーションを実施。	福島県「県民健康調査」の円滑な実施のための支援を着実に実施	○

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない  ①有識者による研究成果及び次年度の研究計画の評価を踏まえて令和4年度は33件の調査研究を採択し、目標を達成した。  ②いわき市に設置した放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターにおいて、相談員から寄せられる放射線による健康不安等に係る相談対応や、専門家派遣を実施し、99%の受講者満足度が得られ、目標を達成した。  ③住民を対象とした住民セミナーや少人数での意見交換会等を実施し、97%の受講者満足度が得られ、目標を達成した。  ④福島第一原発に起因する放射線による健康影響について「起こる可能性が高い」と思っている人の割合を令和7年度に20%以下にすることを目標としているが、令和2年以降横ばい又は増加している。この割合について、調査する際に事前に放射線の健康影響に関する科学的情報を提示しない場合は46.8%、提示する場合は、情報の内容により32.6～44.6%という結果となった。前年度の40.4%と比較し、今年度は46.8%となったが、情報の提示次第での効果が確認できたことから、一定の進展があった。  ⑤「県民健康調査」の着実な実施のために、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等の実施により、目標を達成した。
	施策の分析	原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議 中間取りまとめ」を受けた「環境省における当面の施策の方向性」を踏まえた対応を行う必要があることも踏まえ、測定指標ごとに以下のとおり課題を整理した。  ①事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握について引き続き実施する必要がある。  ②③リスクコミュニケーション事業の継続・充実について、令和4年から令和5年春に特定復興再生拠点区域の避難指示が順次解除されることから相談等の増加が予想されるため、健康不安の解消にあたる相談員への支援体制の強化を図る必要がある。また、相談者と双方向のリスクコミュニケーションを継続していく必要がある。  ④風評払拭と差別・偏見のない社会の実現を図る目的を達成するために、放射線の健康影響について、積極的な情報発信を実施する必要がある。これまでに対象としていた若年層よりも、特に40代以上において、誤解をしている人の割合が多いことが判明したため、今後は、効果的な施策展開に向けたターゲット層の切り替えと、受け手の特性にあわせた広報内容にしていくことが必要である。  ⑤福島県の県民健康調査「甲状腺検査」について、引き続き福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し状況を把握する必要がある。また、検査の結果がんが見つかった受検者へのこころのサポート体制も構築する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 上記の成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する。  【測定指標】 ①研究の採択件数(被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)、②受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣平均)、③受講者満足度(%) (住民セミナー、車座意見交換会平均)、④「東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地における、次世代以降の人(将来生まれてくる子や孫など)への放射線による健康影響について、起こる可能性が高い」と思っている人の割合(%)、⑤福島県「県民健康調査」の進捗、については、引き続き同様の指標を用いる。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者から、各研究課題の学術的意義や、成果の社会還元の視点で助言を得た。この助言を参考にして研究課題の採択や評価を実施した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標②、③: 令和2年度および令和3年度「放射線健康管理・健康不安対策事業(福島県内における放射線に係る健康影響等に関するリスクコミュニケーション事業)委託業務報告書」別添(環境省)
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 放射線健康管理担当 参事官室	作成責任者名	海老名英治(放射線健康管理担当 参事官)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	----------------------------	--------	-------------------------	----------	--------